

藤沢市環境基本計画 (改定案)

藤沢市

藤沢市 環境基本計画

～地域から地球に拡がる環境行動都市～

2022年(令和4年)3月



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の範囲と位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の構成	3
第2章 本市の現状と課題	4
1 社会情勢の変化	4
2 環境の現状と課題	11
3 前計画における評価と課題	21
4 環境意識調査	25
第3章 計画が目指すもの	29
1 総合環境像	29
2 環境像	32
3 計画の施策体系	35
第4章 施策の展開	36
環境像 1 快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち	36
環境像 2 地域資源を活用し自然とふれあえるまち	50
環境像 3 資源を持続可能な形で循環し利用していくまち	58
環境像 4 次の世代の中心となって活躍する人が育つまち	64
環境像 5 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち	69
第5章 計画の推進体制と進行管理	80
1 計画の推進体制	80
2 計画の進行管理	82
資料編	83

文章中などにおいて*が付く用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

第1章 計画の概要

1 計画改定の背景

本市では、1996年度（平成8年度）に制定された「藤沢市環境基本条例」に基づき、1998年度（平成10年度）に、「豊かな自然と都市機能が調和した安心して暮らせるまち－藤沢」の実現を目指し、「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2010年度（平成22年度）には、社会情勢を踏まえるとともに、「地域から地球に拡がる環境行動都市」の実現を目指し、将来にわたって持続可能な社会を構築するために新たな「藤沢市環境基本計画」に改定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、社会情勢は大きく変化しています。国際的には、2015年（平成27年）に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（Conference of Parties 21、以下、COP21）*において、新たな気候変動対策に関する法的文書として、「パリ協定*」が採択されました。国連総会では、2030年（令和12年）に向けた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下、SDGs）*」を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択されました。

国内では、2018年（平成30年）に国の「第五次環境基本計画*」が閣議決定され、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であると示されました。2020年（令和2年）には、「2050年カーボンニュートラル*宣言」が表明されたことに伴い、2050年（令和32年）にカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。

地球温暖化*に伴い、台風の大型化や気温上昇による熱中症の搬送者の増加など、さまざまな影響が予想されており、国では、2018年（平成30年）に「気候変動適応計画*」が閣議決定されるとともに、同年に「気候変動適応法*」が施行されました。これにより、地方公共団体に対しては、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動への「適応策*」が求められています。

県は、国に先立ち2020年（令和2年）に「かながわ気候非常事態宣言*」を表明し、脱炭素社会*の実現に向けた温室効果ガス*の削減を図るための「緩和策*」と、気候変動による影響を回避・軽減するための「適応策」に取り組んでいくこととしています。

本市では、2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すこと、風水害対策を強化すること、あらゆる主体が広く情報共有し、協働して気候変動対策に取り組むことを掲げています。

このように本市の環境を取り巻く社会情勢が大きく変化しているため、「藤沢市環境基本計画」の計画期間の満了にあたる2022年度（令和4年度）を待たず、1年前倒して計画の改定を行います。計画の改定にあたっては、国や県の動向、「藤沢市市政運営の総合指針（藤沢市SDGs共創指針）」を始めとする本市の関連計画等と整合を図るとともに、社会情勢の変化に対応していくための計画とします。

2 計画の目的

本計画は、「藤沢市環境基本条例」に基づき、生活環境及び自然環境などの保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とします。また、市民（滞在者も含む）・事業者・行政が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいく指針となるものです。

3 計画の範囲と位置づけ

本計画で扱う環境の範囲は、「生活環境」、「自然環境」、「資源循環」、「環境教育・協働」、「地球環境」とし、対象地域は藤沢市全域とします。

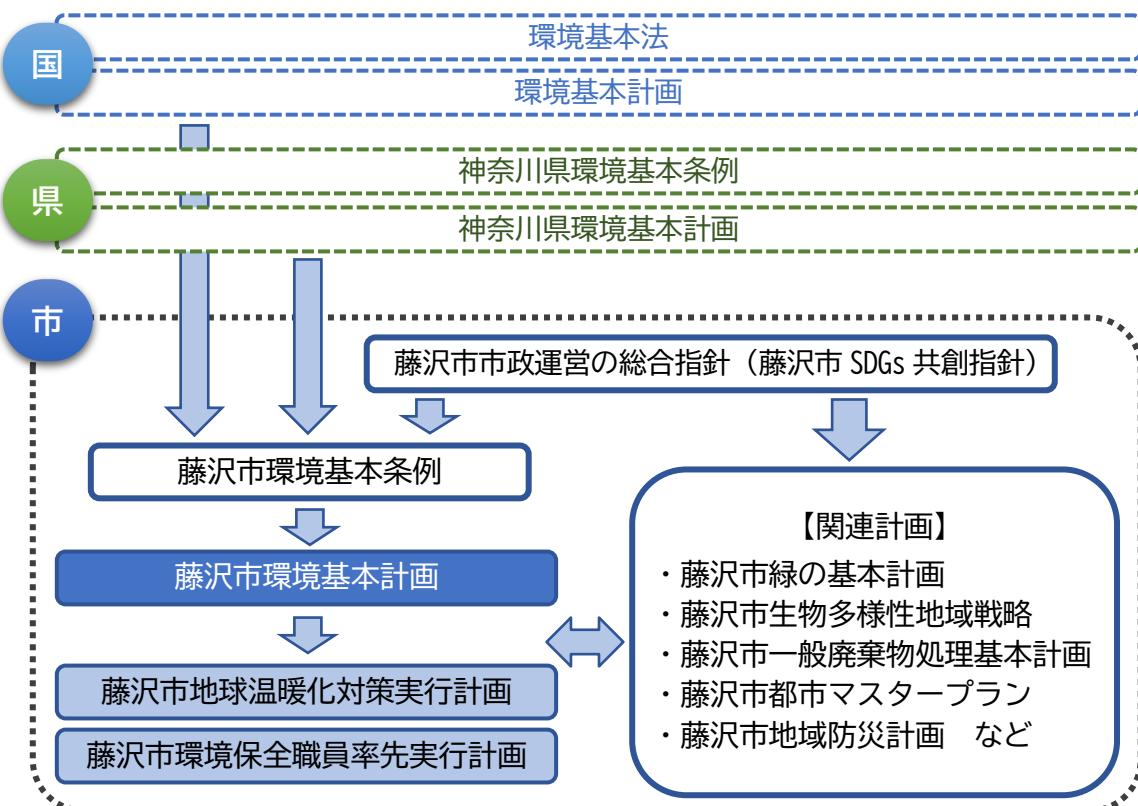
ただし、地球規模の取組も求められるため、必要に応じて国や県、近隣自治体との連携を行います。

◆計画の対象とする環境の範囲

区分	対象
生活環境	大気質、水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護、土壤、騒音、振動、悪臭、景観、文化財、観光など
自然環境	緑、緑地、里地里山、河川、海洋、公園、環境保全型農業など
資源循環	資源リサイクル、廃棄物処理など
環境教育・協働	環境教育、環境学習、各主体の協働による環境活動など
地球環境	地球温暖化、二酸化炭素、エネルギー、交通、防災など

本計画は、「藤沢市環境基本条例」に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する総合的、長期的な目標や施策の推進を図るため、本市における環境施策に関する基本計画として位置づけられるものであり、本市のまちづくり、各種施策の環境に関わる事項については、本計画の基本的な方向性に沿って策定、推進されるべきものとします。

◆計画の位置づけ



4 計画の期間

2022年度（令和4年度）～2030年度（令和12年度）の9年間とします。

計画の推進にあたっては、毎年度、進捗状況の点検結果を公表するとともに、国内外の社会情勢の著しい変化等に合わせて、必要に応じて環境像や施策等の計画の見直しを行うこととします。

◆計画の期間



5 計画の構成

第1章 計画の概要

- | | | |
|-----------|---------|--------------|
| 1 計画改定の背景 | 2 計画の目的 | 3 計画の範囲と位置づけ |
| 4 計画の期間 | 5 計画の構成 | |

第2章 本市の現状と課題

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1 社会情勢の変化 | |
| (1)持続可能な開発目標（SDGs） | (2)国第五次環境基本計画 |
| (3)生物多様性をめぐる動向 | (4)循環型社会をめぐる動向 |
| (5)気候変動対策をめぐる動向 | (6)新型コロナウイルス感染症をめぐる動向 |
| (7)県の動向 | |

- | | | | | |
|------------|---------|---------|------------|---------|
| 2 環境の現状と課題 | | | | |
| (1)生活環境 | (2)自然環境 | (3)資源循環 | (4)環境教育・協働 | (5)地球環境 |

- | | |
|----------------|----------|
| 3 前計画における評価と課題 | |
| (1)前計画における評価 | (2)今後の課題 |

- | | |
|-----------------|------------------|
| 4 環境意識調査 | |
| (1)市民の環境に関する満足度 | (2)事業者の環境に関する満足度 |
| (3)重点的に進めるべき施策 | (4)今後の課題 |

第3章 計画が目指すもの

- | | | |
|---------|-------|-----------|
| 1 総合環境像 | 2 環境像 | 3 計画の施策体系 |
|---------|-------|-----------|

第4章 施策の展開

- | | |
|-------------------------------|--|
| 環境像 1 快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち | |
| 環境像 2 地域資源を活用し自然とふれあえるまち | |
| 環境像 3 資源を持続可能な形で循環し利用していくまち | |
| 環境像 4 次の世代の中心となって活躍する人が育つまち | |
| 環境像 5 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち | |

第5章 計画の推進体制と進行管理

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 計画の推進体制 | 2 計画の進行管理 |
|-----------|-----------|

第2章 本市の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

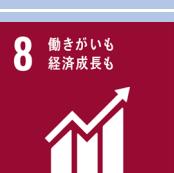
世界では、気候変動や貧困などのさまざまな問題に直面する中で、2015年（平成27年）にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としてSDGsが掲げされました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ、地球の5つの要素について2030年（令和12年）を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、地球環境の保全と、豊かさの追求を両立することを目的としています。SDGsでは、経済成長・社会的包摶・環境保護に関する課題に、統合的に取り組むことで持続可能な社会へ変革することが求められており、各国政府は当事者意識を持って17の目標の達成に向けた国内的枠組を確立するよう期待されています。



出典：国際連合広報センター

◆SDGs の 17 の目標

	目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標 11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標 9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

出典：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）（外務省）

(2) 国の第五次環境基本計画

2018年（平成30年）に閣議決定された「第五次環境基本計画」は、SDGs、「パリ協定」後に初めて策定された環境基本計画であり、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏*」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくこととしています。

◆地域循環共生圏イメージ

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



出典：環境省

(3) 生物多様性*をめぐる動向

1992年（平成4年）に開催された「リオ地球サミット」において、「生物の多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」の3つを目的とした「生物多様性条約」が採択されました。

生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐため2010年（平成22年）に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（Conference of Parties 10、以下、COP10）*において「愛知目標」が採択されました。「愛知目標」は、2020年（令和2年）を達成年とし、20の目標が掲げられていましたが、2020年（令和2年）時点では目標は達成されておらず、達成できた要素は全体の約1割と報告されています。

2020年（令和2年）以降の国際目標については、2020年（令和2年）に草案が公表され、その中で中・長期の目標案として、「2030・2050 ゴール」が設定されており、2030年（令和12年）までに生態系*の損失を実質ゼロにすること、また、2050年（令和32年）までに淡水域、海域及び陸域の生態系の面積及び一体性に関し、20%以上向上させることとしています。

さらに、生物多様性の損失を食い止めるためには大胆な変革が必要であることから、「Transformative change（社会変革）」という方向性のもと、20の個別目標（2030行動目標）が設定されており、これらの目標はSDGsと関連しています。

国では、ポスト愛知目標に向かって、「SATOYAMAイニシアティブ*」の更なる展開、グリーンインフラ*など生態系を基盤とした気候変動対策や防災・減災対策（Eco-DRR*）、経済活動における生物多様性への配慮、物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処などを重視していくこととしています。

(4) 循環型社会*をめぐる動向

■第四次循環型社会形成推進基本計画

2018年（平成30年）に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第四次計画では、SDGsの考え方を活用し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講すべき施策を示しています。

■食品ロス*対策

日本では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスは、SDGsのターゲットの1つとして取り上げられるなど、世界的に解決すべき課題となっています。こうした状況を踏まえ、2019年（令和元年）に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020年（令和2年）には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

■プラスチックごみ対策

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目されており、SDGsのターゲットの1つにも「2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられています。

プラスチックごみによる海洋汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であることから、国は、2019年（令和元年）に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、2020年（令和2年）には、プラスチック製買い物袋が全国で有料化となるなど、海洋プラスチックごみの発生抑制対策が展開されています。

2021年（令和3年）には、プラスチック資源循環戦略を具体化するため、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」をとりまとめるとともに、同年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、2022年（令和4年）4月1日から施行される予定となっています。この法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体のプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable*）によりサーキュラーエコノミー*への移行を促進するために措置を講じようとするものです。

(5) 気候変動対策をめぐる動向

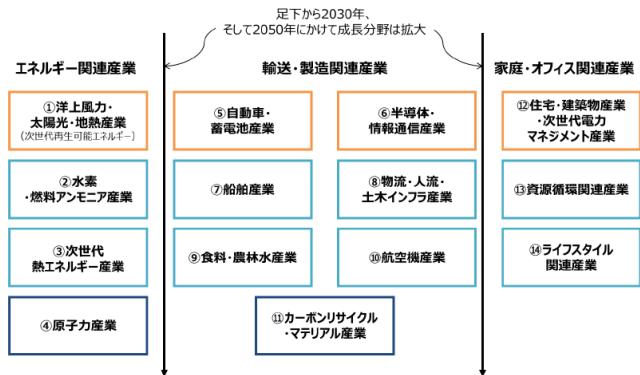
近年、地球温暖化の進行による気候変動や、その影響による自然災害の増加は、世界的に喫緊の課題となっています。2015年（平成27年）にフランスのパリで開催されたCOP21において採択された、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」では、参加するすべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの気温上昇を産業革命前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力の追求を目標とし、今世紀後半に世界全体の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素化」が明言されました。これまでの「低炭素化」路線からの大きな転換点とされています。その後、2018年（平成30年）に開催された気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change、以下、IPCC）*において公表された「1.5°C特別報告書」では、産業革命前からの気温上昇を1.5°Cに食い止めるには、2010年（平成22年）のレベルに比べて、2030年度（令和12年度）までに二酸化炭素排出量を45%削減することが必要であり、2050年（令和32年）頃までに排出量を実質ゼロとする必要があると報告されています。

■国の温室効果ガス削減目標

国では、2020年（令和2年）に開会した臨時国会における、首相の所信表明演説の中で、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされました。この目標の達成に向け、2020年（令和2年）12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、2021年（令和3年）には、さらに具体化されました。この戦略では、「2050年カーボンニュートラル」を目指す上で取組が不可欠な14の重要分野ごとに、目標、現状の課題、今後の取組が明記されています。

2021年（令和3年）10月には、新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」とことを目標として掲げています。

◆2050年カーボンニュートラルに伴う
グリーン成長戦略における重要分野の整理図



■気候変動への適応

出典：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国では、気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪として推進しています。また、2018年（平成30年）に「気候変動適応法」を施行し、2021年（令和3年）に新たな「気候変動適応計画」を閣議決定しました。計画では、「気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること」を目標とし、7つの基本戦略のもと、各分野の適応策が示されています。

(6) 新型コロナウイルス感染症をめぐる動向

2020年（令和2年）に世界で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行し、WHOは同年3月に、新型コロナウイルス感染症がパンデミック（世界的な大流行）に至っているとの認識を示し、各国に対し一層の対策強化を求めました。

日本では、感染拡大防止と医療提供体制の崩壊を未然に防止するため、2020年（令和2年）4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が4月7日から5月25日の期間で発せられ、同年5月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から「新しい生活様式」の実践例が示されるなど、生活や経済へ大きな影響を及ぼしています。

以降も、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言は、関東圏において2021年（令和3年）1月8日から3月21日、4月25日から6月20日、7月12日から9月30日の期間で発出されています。

■地球温暖化への影響

新型コロナウイルス感染症の対策として、人やモノの移動が制限されたことで、世界のエネルギー需要が減少し、2020年（令和2年）の温室効果ガスや人為起源エアロゾル（大気中に浮遊する微粒子）等の排出量は、前年比で産業革命以降最も大きく減少しています。しかしながら、このような環境改善は一時的で、経済活動が元に戻ると、温室効果ガスや汚染物質のリバウンドが生ずる可能性が高い状況にあります。

そうした中、環境改善を一時的な現象で終わらせず、以前よりも持続可能な経済につくり変えようという議論が、国連や欧州を中心に進んでおり、日本においても、コロナ禍により経済が打撃を受けたことを契機として、そこからの経済復興において、地球温暖化対策を経済成長のカギとする「グリーンリカバリー*」方針が掲げられています。

■廃棄物への影響

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛、「新しい生活様式」の実践によるテレワークの増加などによって自宅で過ごす時間が長くなっています。また、テイクアウト商品やデリバリー、通販利用なども増加したことで、家庭から排出される使い捨て容器などのごみや段ボールなどの資源物の量が増加する傾向にあり、事業者から排出される一般廃棄物は減少する傾向にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大や対策に伴い、使い捨てマスクやゴム手袋などの使用が増加したことや、外食から内食・中食へのシフトにより、使い捨てのプラスチック容器や食品トレーなどが増加したため、プラスチックごみが増えている状況にあります。

ごみの収集は、公衆衛生上非常に重要であり、このままごみの量が増え続けると、ごみの収集や処理に支障をきたすおそれがあります。ごみの収集が適切に維持・継続されるよう排出抑制に努めるとともに、止むを得ず大量に排出する場合には、ごみを一度に大量に出さず、何度かにわけるなどの対策が必要となっています。

(7) 県の動向

■神奈川県環境基本計画

1996年（平成8年）3月に制定された「神奈川県環境基本条例」に基づき、県における環境施策を推進する上での基本的な計画で、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標や施策の方向等を定めるものです。2016年（平成28年）3月に改定した「神奈川県環境基本計画」では、基本目標の「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」の実現に向けて「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」及び「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの大柱を掲げています。

■かながわ生物多様性計画

「生物多様性基本法」に基づき、2016年（平成28年）3月に「かながわ生物多様性計画」を策定し、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標として掲げ、県内各地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、県民の生物多様性への理解を深め、保全のための行動を起こしていくように取組を進めています。

■神奈川県循環型社会づくり計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即した、一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画である「神奈川県循環型社会づくり計画」を2017年（平成29年）3月に改訂し、「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して、循環型社会形成への取組を進めています。

■神奈川県地球温暖化対策計画

2021年（令和3年）3月に延長を行った「神奈川県地球温暖化対策計画」では、事業者や県民の自主的な温暖化対策の促進を図り、地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促すため、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。自然的経済的社会的状況に応じた「気候変動適応法」に関する施策を推進するための計画である「気候変動適応計画」を内包しており、気候変動に対する「適応策」として、①地球温暖化の影響の把握、②対策の研究、技術支援、③影響や対策についての普及啓発を進めています。

■かながわ気候非常事態宣言

2019年（令和元年）の台風第15号及び第19号により生じた、記録的な暴風や高波、高潮、大雨、土砂崩れ、浸水等により甚大な被害を受けており、今後も異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されることから、「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組の推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」を基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策」などに「オール神奈川」で取り組んでいく気候非常事態を2020年（令和2年）2月に宣言しました。

2 環境の現状と課題

(1) 生活環境

■環境の現状

大気環境は、概ね良好に維持されています。しかし、光化学オキシダント*は環境基準*に適合していないため、特定事業場や自動車等への発生源対策を進めています。

河川や海域の水質は、概ね良好な状態です。生物化学的酸素要求量（BOD）*などの一部の環境基準を達成できていない河川があり、工場排水及び畜産排水等への対策や、生活排水対策として公共下水道、浄化槽*の整備等を進めています。

地下水汚染は、市内的一部の井戸で地下水の環境基準を超過する地点が確認されているため、汚染が確認された井戸の監視を継続するとともに、新たな地下水汚染の状況を把握するために、地下水の監視を実施しています。

土壤汚染は、市内的一部の事業場等において汚染状態に関する基準等を超過する地点が確認されていますが、事業者に対する浄化等の必要な指導を行い、地下水汚染がみられた場合は関係事業者に対する周辺地域への拡大防止対策等の指導を行っています。また、有害物質の使用等がある事業場に対して監視・指導等を実施しています。

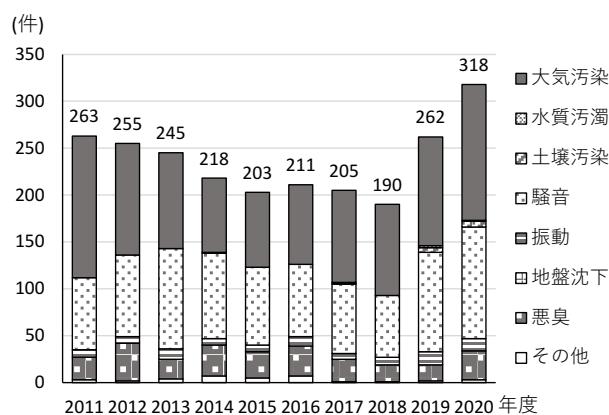
騒音は、一般環境騒音や自動車騒音の環境基準を一部超過していますが、道路路面の補修等の維持管理により低減を図っています。そのほか、事業所への改善指導や公共工事における騒音・振動の低減等を実施しています。

公害苦情件数は、2018年度（平成30年度）まで減少傾向でしたが、2019年度（令和元年度）から増加しました。苦情の種類別では、野焼きなど大気に関するものが最も多く、次いで建設工事などに係る騒音、飲食店などの営業に係る悪臭が多くなっています。

魅力ある都市景観を保全するため、景観に配慮した建築物の建築や緑地の確保を行うとともに、市民等による自主的な都市景観形成活動を支援しています。

市内には、国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があり、これらの文化・歴史的資源を適切に保全・管理するとともに、文化財に関する調査成果の刊行や、小学生のための郷土資料講座の実施など周知・活用を図っています。

◆苦情受付件数の推移



◆自動車排出ガス測定局（藤沢橋）



■今後の課題

- 大気を良好な状態に保つため、継続的な監視及び発生源への対策に取り組んでいく必要があります。
- 土壤・地下水の汚染防止のため、汚染状況の継続的な監視及び規制対象事業場を中心に監視・指導等を行っていく必要があります。
- 河川及び海域の水質汚濁の改善及び水質の保全のため、今後も公共下水道の整備や生活排水処理施設の整備を進めるとともに、工場排水や畜産排水の監視と事業場に対する指導、環境保全型農業などの環境に配慮した農業の推進が求められます。
- 苦情件数が増えている建設工事などに係る騒音や飲食店などの営業に係る悪臭の苦情については、解決に苦慮する案件が多いため、事業者に対する指導等、適切な対処を行っていく必要があります。
- 魅力のある都市景観を保全するため、市民・事業者の景観形成に対する理解と協力を図り、市民・事業者・行政の協働による景観の維持・形成が求められます。
- 市内に数多くある文化財を適切に保全するとともに、市民の文化・歴史に対する理解と関心を高めるため、情報整備・提供を行い、有効利用を図ることが求められます。

◆引地川親水公園



◆一級河川 小出川



(2) 自然環境

■環境の現状

本市には、相模野（相模原）台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、さらに江の島の海食崖・岩礁など変化に富んださまざまな地形が見られ、温暖な海陸風地帯に位置しています。また、市域を南北に貫流する引地川や境川などの川沿いの斜面林は、周辺の農地や川辺が一体となった環境を形成しており、川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪などの谷戸*は、水田・雑木林として利用・管理されながら里地里山として維持されてきました。

本市では「藤沢市緑の基本計画」に基づき緑地の保全、都市公園の整備、公共施設や民有地の緑化の推進を行っており、都市公園等の面積は年々増加していますが、近年の人口が増加傾向にあるため、緑地率及び市民一人当たりの都市公園等の面積は微減傾向となっています。

農地は良好な景観形成や防災空間としての機能などをもち、国土・環境の保全としても重要な役割を持っています。本市の経営耕地面積は減少傾向にあるため、農地を保全するとともに、「藤沢市地産地消*推進計画」に基づき、藤沢産農水産物等を取り扱う飲食店等を「藤沢産利用推進店」として認定し、生産者、消費者、事業者及び行政が一体となって「地産地消」を推進するなど、本市の特色ある農水産業の持続的な発展及び健康で豊かな市民生活の実現を目指しています。

◆引地川特別緑地保全地区*



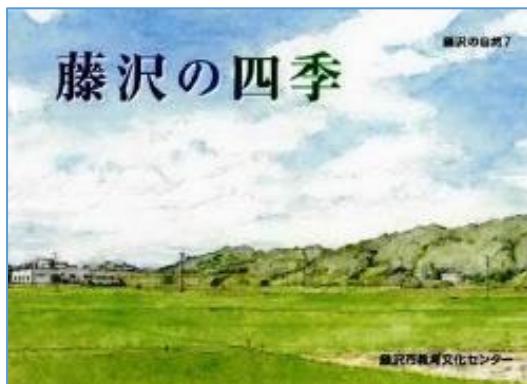
◆辻堂海岸の植生状況



■今後の課題

- 河川部や台地、谷戸、海岸部などさまざまな姿で本市に残る緑を保全するため、それぞれの地域ごとの生態系に合わせた保全を行うとともに、地域間をつなぐ生態系ネットワーク*を形成するための適正な管理等が求められます。
- 継続して固有性の高い海岸部のビオトープ*拠点や水辺のビオトープ拠点の保全を県・市民団体・NPO法人・大学等と協働で実施するとともに、市民の関心を高めるため情報提供等を行っていく必要があります。
- 緑地率や市民一人当たりの都市公園等の面積は微減傾向にあり、引き続き、市内の緑地の確保・保全に努めていく必要があります。
- 環境保全型農業など環境と調和した持続可能な農業への転換が求められます。

◆『藤沢の自然』シリーズ



◆『藤沢の自然観察ガイド』シリーズ



(3) 資源循環

■環境の現状

市民1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）は、2016年度（平成28年度）以降、減少しています。家庭系ごみは2016年度（平成28年度）以降、減少していましたが、2019年度（令和元年度）は台風による災害廃棄物等の増加、2020年度（令和2年度）は新型コロナウィルス感染症の影響により増加しました。事業系ごみは、大型商業施設の開業などにより、事業系可燃ごみが増加後、横ばいとなっていましたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウィルス感染症の影響により減少しています。廃棄物の資源化率*及び灰溶融等資源化を除いた資源化率は微減傾向となっていましたが、2019年度（令和元年度）から2020年度（令和2年度）にかけては増加しており、資源化率が33.7%、灰溶融等資源化を除いた資源化率が25.8%でした。ごみに占めるプラスチックの割合（湿ベース）については、2019年度（令和元年度）から2020年度（令和2年度）にかけては減少していますが、2013年度（平成25年度）と比べて増加しています。

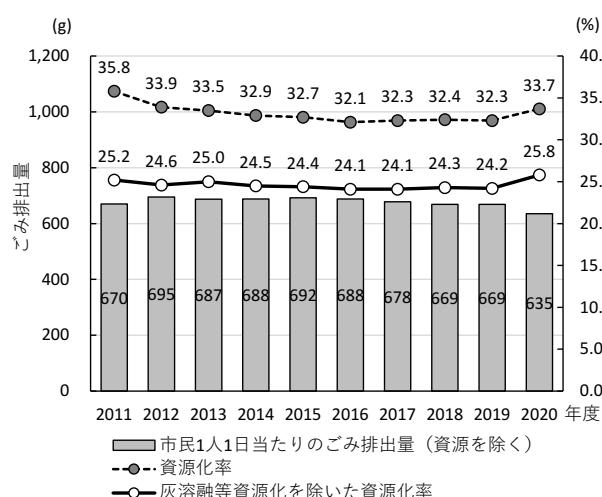
本市では、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民・事業者・行政が一体となってごみの減量・資源化を推進しています。

社会動向としては食品ロスやプラスチックごみの問題が注目されており、本市でも生ごみ処理器等の購入助成やフードシェアリング*サービス事業者との連携による食品ロス削減対策、商品プラスチックリユース事業等によるプラスチックごみ削減対策に取り組んでいます。

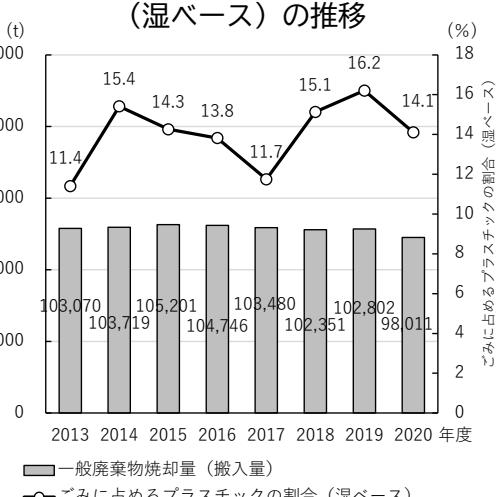
また、廃棄物の適正処理を推進するため、不法投棄の防止、一般廃棄物処理業者への指導等を行っています。2008年（平成20年）からインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるごみ検索システム、2015年（平成27年）からスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」、2021年（令和3年）からは藤沢市LINE公式アカウントからの検索を開始し、市民のごみ減量・資源化に対する利便性の向上を図っています。

「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町間で「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、広域的かつ総合的に適正な処理施設の整備を進めています。

◆市民1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）、資源化率及び灰溶融等資源化を除いた資源化率の推移



◆一般廃棄物焼却量（搬入量）
ごみに占めるプラスチックの割合（湿ベース）の推移



■今後の課題

- 家庭系ごみ排出量は減少傾向ですが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により増加しているため、更なる削減に向けて、今後も家庭における生ごみの削減やごみの資源化の促進など、リデュース*・リユース*・リサイクル*（3R）を推進していく必要があります。
- 焼却施設におけるごみ搬入量のプラスチック割合（湿ベース）は、2013年度（平成25年度）と比べて増加傾向であり、海洋プラスチック対策と併せて、焼却に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、プラスチックごみの削減に向けた取組を推進することが求められます。
- 食品ロスやプラスチックごみの削減のため、家庭でできる行動の意識啓発や事業者と協力した取組等を推進することが求められます。
- 各ごみ処理施設の老朽化が課題となっており、各処理施設の適切な運営と老朽化などの状況に合わせた施設整備を行っていく必要があります。
- ごみの広域処理を推進するため、県や周辺自治体と連携して廃棄物処理の安定化、効率化及び廃棄物処理施設の延命化を図っていく必要があります。

◆石名坂環境事業所



◆北部環境事業所 1号炉



(4) 環境教育・協働

■環境の現状

現在私たちが直面しているさまざまな環境問題の解決を図るために、環境の保全、創造に向けて、環境教育・環境学習によって理解を深めるとともに、市民・事業者・行政が連携・協働し、各主体自らが実際の行動に移すことが不可欠です。そのためには、一人ひとりが環境に対して関心を持ち、日々の生活と結びつけて考え、理解を深めることができるような状況や場づくりが重要です。

本市では、市内の自然を紹介する刊行物や公民館における環境関連講座の開催などにより環境情報の整備と提供、共有化等を図っています。また、小学校や保育園等での「ごみ体験学習会」や「リサイクルプラザ藤沢」を活用した環境啓発等により、環境学習の場や機会の創出に努めています。

より多くの市民・事業者が環境への関心と意識を高く持ち、さまざまな環境保全活動と環境美化活動が展開されるよう、2009年度（平成21年度）に開設した環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、市民、環境団体等の活動紹介や環境イベントの実施状況等を掲載しています。また、簡単な質問に回答するだけで、1年間でどのくらいの二酸化炭素削減につながるかなどがわかる「エコライフチェック」を掲載し、市民・事業者の自発的な温暖化対策の取組を促進しています。

海岸ボランティア清掃、「ゴミゼロクリーンキャンペーン」や地区内道路等のボランティア清掃を始めとした、地域自治会や市民、団体等と協力して環境美化の意識を高めるような地域活動及び啓発活動を推進しています。環境美化活動への参加者数は年々増加し、2019年度（令和元年度）は延べ134,425人が参加しました。

◆リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設



◆ゴミゼロクリーンキャンペーン



■今後の課題

- 環境教育や環境学習の充実を目指すとともに、幅広い世代に向けた情報提供を推進し、市民や子どもたちの環境美化に対する意識の向上を図る必要があります。
- 市民による環境保全活動を継続して推進するとともに、多様な体験学習や事業者と協力した環境学習等を実施することで、環境保全活動を幅広く展開していくことが求められます。
- 食品ロスやプラスチックごみの削減、地球温暖化対策や気候変動への適応などの環境問題に対しても、市民・事業者と協力した取組を推進する必要があります。
- 各主体が協働・連携して取組を進めていくため市が環境保全・環境美化活動に率先して取り組むとともに、近隣自治体などとの都市連携により広域的に先進的な取組を進めていく必要があります。

◆ふじさわ環境パネル展の様子



◆ふじさわ環境パネル展 WEB 版チラシ

～今だからこそ！会場でもWEBでも～

**令和3年度
ふじさわ
環境パネル展**

WEB版

公開日：2021年(令和3年)12月13日(月)から

場 所：藤沢市環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」内
下のQRコードからサイトに入室できます

ふじさわ環境パネル展～WEB版～とは

日頃、環境について活動されている団体・事業者の取組や活動内容などを紹介するため、ふじさわエコ日和内に特設ページを作成いたしました。

環境保全や地球温暖化防止に関する取組・活動を知つてもいい、環境への意識をより一層高め、ぜひ具体的に環境保全に取り組んでいくための参考にしてみてください。

ふじさわエコ日和
GOOD DAY FOR ECO

QRコード

ふじさわエコ日和のキャラクター

(5) 地球環境

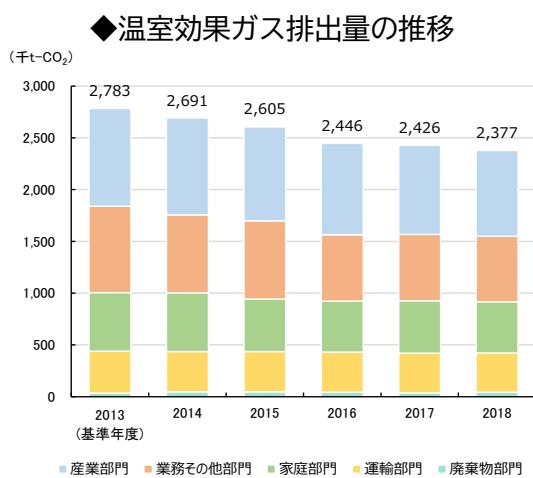
■環境の現状

本市では、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市民・事業者・行政の協働で地球温暖化防止の取組を進めています。併せて、市が一事業者として、環境保全やエネルギー使用量の削減を率先して行うための「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組んでいます。

地球温暖化に伴い、大雨の頻度の増加や熱中症リスクの増加、感染症を媒介する生物の生息域拡大など、気候変動の影響が各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動の影響による被害を回避・軽減していくために、「適応」が必要とされています。国では、気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪として推進しています。2018年（平成30年）に「気候変動適応法」を施行し、地方公共団体に対して、区域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動の適応に関する施策を講じることを求めており、2021年（令和3年）に閣議決定した「気候変動適応計画」では、7つの基本戦略のもと、各分野の適応策が示されています。また、2020年（令和2年）10月には、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指していくとしています。

本市では、2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、「脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。」、「気象災害から市民の安全な暮らしを守るため、風水害対策を強化します。」、「気候変動の危機的状況を市民・事業者・行政などあらゆる主体が広く情報共有し、協働して気候変動対策に取り組みます。」の3つの柱を掲げ、取組を進めています。

本市の温室効果ガス排出量は2013年度（平成25年度）以降、省エネルギー対策の実施による使用エネルギーの減少や電気の使用における二酸化炭素排出係数の低減により減少しており、2018年度（平成30年度）は2,377千t-CO₂と、2013年度（平成25年度）から406千t-CO₂（14.6%）削減しています。



◆市役所本庁舎の電気自動車用
急速充電器



■今後の課題

- 2050年（令和32年）までに市域の温室効果ガス排出量を実質ゼロとするために、排出割合が高い「産業部門」や「業務その他部門」における対策を強化していく必要があります。また、本市では、今後、2030年（令和12年）まで人口が増加していくことが予測されるため、「家庭部門」や「運輸部門」における対策も併せて強化していく必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、みんなが環境に配慮した省エネ行動を実践している新しい生活様式の普及啓発や、環境にやさしい都市システムの構築、再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消などを推進する必要があります。
- 市民・事業者を先導するため、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき市が率先进的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。
- 気温上昇に伴い、近年多発する台風及び局地的な大雨などの気候変動の影響による被害や、熱中症のリスクの増加、感染症を媒介する生物の生息域拡大による感染症リスクの増加などに対して、継続的に「適応策」を講じていく必要があります。

◆「エコのわ、ひとのわ。ふじさわ（COOL CHOICE リーフレット）」



3 前計画における評価と課題

(1) 前計画における評価

■環境にやさしく空気や川のきれいな藤沢

ダイオキシン類や有害大気汚染物質、微小粒子状物質（PM2.5）*については、環境基準を達成しております、良好な状態を保てています。

大気汚染や水質汚濁、土壤汚染については、一部の項目・一部の測定地点で環境基準を達成していません。

また、「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑地の目標量の確保に向けて、公園等の整備や条例に定められた制度による緑化などを進めていますが、近年の人口の増加傾向に伴う土地利用転換等により微減傾向にあり、最終目標値には届いていない状況です。

達成指標	2015年度※1 (改定時実績)	2020年度 (直近実績)
大気汚染に係る環境基準を達成する	一部未達成※2	一部未達成※2
有害大気汚染物質に係る環境基準を達成する	達成	達成
ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を達成する	達成	達成
微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準を達成する	達成	達成
地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成する	一部未達成※3	一部未達成※4
土壤の汚染に係る環境基準を達成する	一部未達成※5	一部未達成※6
ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準を達成する	達成	達成
「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑地の目標量を確保する (2020年度：27%)	25.4%	25.1%
水質汚濁に係る環境基準を達成する	一部未達成※7	一部未達成※8
ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準を達成する	達成	達成
放射線量モニタリングを定期的に実施・公表し、放射性物質への対応を実施する	達成	達成

※1 前計画の改定時における直近年度の実績。

※2 監視対象5物質のうち「光化学オキシダント」が一般環境大気測定局4カ所において環境基準を未達成。

※3 汚染が確認され継続監視している調査地点6地点のうち、テトラクロロエチレンが2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点で環境基準を未達成。

※4 汚染が確認され継続監視している調査地点4地点のうち、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準を未達成。

※5 12カ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壤汚染浄化対策を実施中。

※6 現在3カ所で「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び16カ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壤汚染浄化対策を実施中。

※7 海域の江の島西で大腸菌群数及び化学的酸素要求量(COD)が環境基準を未達成。また、本市計画による河川水質測定11地点のうち、「小出川」、「打戻川」で生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準を未達成。

※8 海域の江の島西及び辻堂沖で溶存酸素量(DO)が環境基準を未達成。また、本市計画による河川水質測定11地点のうち、「蓼川」、「小出川」、「打戻川」で生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準を未達成。

■快適で潤いのある、住みやすい藤沢

市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量と廃棄物の資源化率は、ごみ分別の促進などにより、目標を達成する見込みです。「都市景観条例」及び景観計画に基づき、適切に景観誘導を図ることで目標を達成しています。

騒音については、航空機騒音調査では、全ての測定地点で環境基準を達成しましたが、一般環境騒音調査及び自動車騒音調査では、一部の地域で環境基準を達成していません。

都市公園等の面積については、都市公園の新規整備を進めるとともに、地域の意見を取り入れた公園づくりを行っており、面積は年々増加していますが、近年の人口が増加傾向にあるため、市民一人当たりの都市公園等の面積は微減傾向にあり、最終目標値には届いていない状況です。

藤沢産利用推進店については、チラシを作成し、新規登録店舗を募集するとともに、さまざまな媒体等を通じて情報発信を行っていますが、最終目標値には届いていない状況です。

達成指標	2015年度 ^{※1} (改定時実績)	2020年度 (直近実績)
市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量を693g以下にする	692g/人・日	635g/人・日 ^{※3}
廃棄物の資源化率 ^{※2} を32.5%以上にする	32.8%	33.9% ^{※3}
廃棄物の資源化率 ^{※2} から溶融資源化を除いた場合、24.1%以上にする	24.5%	25.9% ^{※3}
騒音に係る環境基準を達成する	一部未達成 ^{※4}	一部未達成 ^{※5}
航空機騒音に係る環境基準を達成する	一部未達成 ^{※6}	達成
市民一人当たりの都市公園等の面積を概ね14m ² にする	13.2 m ²	12.7 m ²
届出対象行為に該当する大規模建築物等における景観形成基準を達成する	達成	達成
藤沢産利用推進店の登録店舗の数を177店舗にする	128店舗	126店舗 ^{※3}

※1 前計画の改定時における直近年度の実績。

※2 前計画における資源化率は、本市の処理施設で資源化しているものに、本市の施設で資源化できない処理困難物を含めて計算。

※3 目標年度の設定が2020年度（令和2年度）以降であるため、2020年度（令和2年度）時点での達成見込みによる評価。

※4 一般環境騒音調査については、市内に16ヵ所の測定地点を設け、4ヵ年計画で測定を実施しており、一部の地域で環境基準を未達成。自動車騒音調査を行った7路線7区間において、調査区間における住居等の総戸数6,244戸に対して、354戸（5.7%）が環境基準を未達成。

※5 一般環境騒音調査については、市内に16ヵ所の測定地点を設け、4ヵ年計画で測定を実施しており、一部の地域で環境基準を未達成。自動車騒音調査を行った8路線10区間において、調査区間における住居等の総戸数5,018戸に対して、294戸（5.9%）が環境基準を未達成。

※6 航空機騒音をテレメーターシステムにより、常時監視を行っている5地点のうち、3地点で環境基準を超過。

■豊かな地域資源を次世代へ継承・発展する藤沢

「藤沢市みどり基金」を活用した緑地の維持管理や取得、特別緑地保全地区などの緑地の保全に取り組み、2020年度（令和2年度）からは新たに川名緑地において、NPO法人との協働による保全活動を開始しました。また、池や遊水地などの貴重な水辺の保全・整備などの生物多様性の保全や環境情報の提供に努めるとともに、既存ビオトープの保全と再生に取り組んでいます。

達成指標	2015年度※ (改定時実績)	2020年度 (直近実績)
市民協働により保全活動を行う緑地数を増加する	継続	継続
ビオトープ拠点を保全・再生し、創出する	継続	継続

※ 前計画の改定時における直近年度の実績。

■環境への意識が高く、積極的な活動がなされている藤沢

ウェブサイトや市民ギャラリー常設展示室で資料を公開し、歴史を踏ました文化の継承に努めることができましたが、環境関連講座や体験学習、環境美化活動については、新型コロナウィルス感染症の拡大防止に伴い、一部中止としたため、2020年度（令和2年度）では目標を達成できませんでした。

達成指標	2015年度※ (改定時実績)	2020年度 (直近実績)
市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用を充実させる	継続	継続
公民館等における環境関連講座の実施を推進する	24講座	12講座※ ²
環境分野に関する体験学習会等への参加人数を増やす	5,517人	2,666人※ ²
環境美化活動への参加人数を増やす	6,742人	中止※ ²

※1 前計画の改定時における直近年度の実績。

※2 新型コロナウィルス感染症の感染防止のため一部の講座や見学、美化活動を中止。

■未来の地球環境への投資を行う藤沢

温室効果ガス排出量の削減は進んでいますが、2018年度（平成30年度）時点では、1990年度（平成2年度）比で28.5%の削減であり、目標である2022年度（令和4年度）までに温室効果ガス排出量を40%削減することは難しい状況にあります。また、家庭における温室効果ガス排出量は1990年度（平成2年度）よりも増加しており、目標の達成は難しい状況にあります。

達成指標	2014年度 ^{※1} (改定時実績)	2018年度 ^{※2} (直近実績)
温室効果ガスを1990年度（平成2年度）比、40%削減する	24.1%	28.5%
国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスを削減する（1990年度（平成2年度）の民生（家庭）部門の温室効果ガス排出量：277.6千t-CO ₂ ）	457.1千t-CO ₂	405.4千t-CO ₂

※1 温室効果ガス排出量に使用する統計資料の公表時期により、前計画の改定時に把握可能な直近年度である2014年度（平成26年度）の実績。

※2 温室効果ガス排出量に使用する統計資料の公表時期により直近実績は2018年度（平成30年度）として設定。

（2）今後の課題

- 大気や水質、騒音における環境基準の達成に向けて対策を進めていくとともに、継続的に調査を行い、達成状況を把握していく必要があります。
- 緑地の保全に関する取組を継続していくとともに、緑地の創出についても取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、環境意識の向上を図るために、「新しい生活様式」に即した取組を検討していく必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、新たな目標を設定し、エネルギーの地産地消などを計画的に進めていく必要があります。

4 環境意識調査

(1) 市民の環境に関する満足度

「市民の環境に関する満足度」について、「満足している=2」、「まあ満足している=1」、「やや不満である=-1」、「不満である=-2」とし、前回調査時（2016年度（平成28年度））との平均満足度について比較を行っています。

「市民の環境に関する満足度」は、前回調査時よりも低下している傾向にあります。また、「環境にやさしい都市システムによる脱炭素社会が創造されている」、「エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメントが行われている」、「地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている」などの地球温暖化に対する取組や「環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている」、「市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されている」については、前回調査時と同様に満足度が低い状況にあります。

◆市民の環境に関する満足度



(2) 事業者の環境に関する満足度

「事業者の環境に関する満足度」についても、「市民の環境に関する満足度」と同様に、前回調査時（2016年度（平成28年度））との平均満足度について比較を行っています。

「事業者の環境に関する満足度」は、前回調査時よりも低下している傾向にあり、特に「環境にやさしい都市システムによる脱炭素社会が創造されている」、「環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている」、「市民や事業者を牽引する行政の率的な取組が推進されている」、「地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている」については、満足度が大きく低下しています。

◆事業者の環境に関する満足度

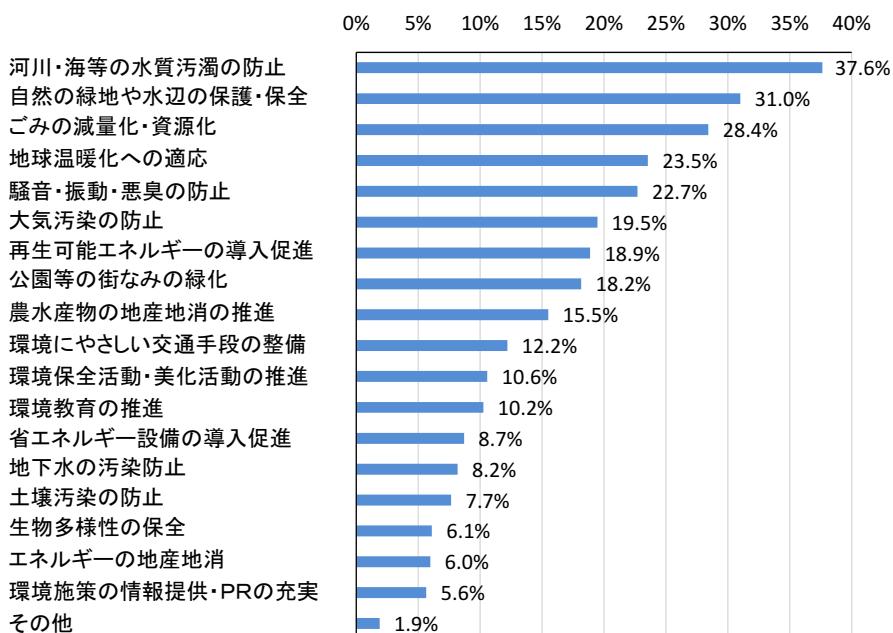


(3) 重点的に進めるべき施策

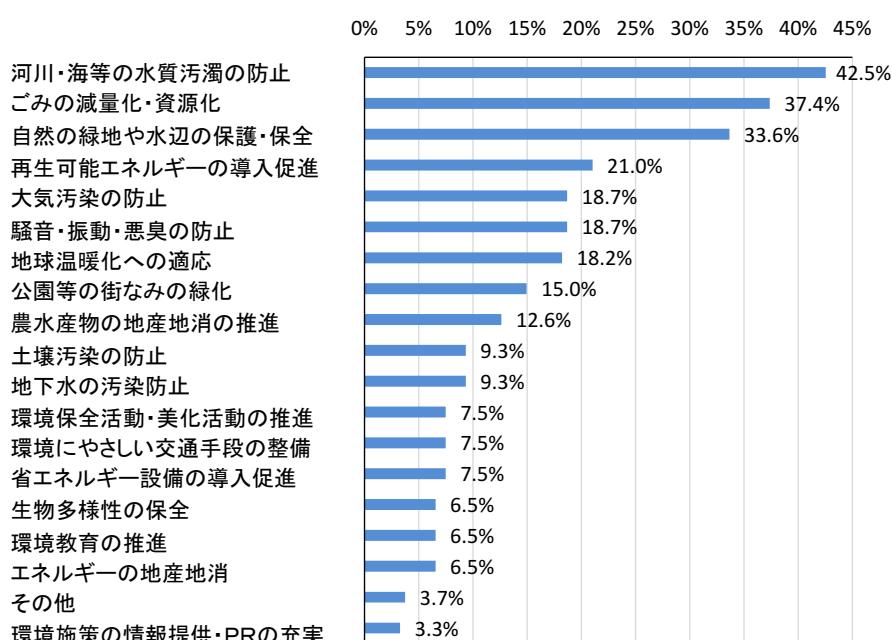
「重点的に進めるべき施策」については、「河川・海等の水質汚濁の防止」、「自然の緑地や水辺の保護・保全」、「ごみの減量化・資源化」の回答割合が市民・事業者ともに高くなっています。

また、その他の項目として、市民では、「地球温暖化への適応」、「騒音・振動・悪臭の防止」が、事業者では、「再生可能エネルギーの導入促進」、「大気汚染の防止」、「騒音・振動・悪臭の防止」の回答割合が高くなっています。

◆重点的に進めるべき施策（市民）



◆重点的に進めるべき施策（事業者）



(4) 今後の課題

- 美しい海や河川を次世代に引き継いでいくために、排水対策などの水質汚濁の防止に向けた取組が求められています。
- 環境負荷の低減や温室効果ガス排出量の削減に向けて、ごみの減量・資源化による循環型社会の形成を進めていくとともに、家庭における食品ロスや事業者における食品廃棄物の削減に向けた取組を行っていくことが求められています。
- 脱炭素社会の実現を目指して、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消、徒歩による移動や公共交通機関及び自転車の利用促進に向けたモビリティ・マネジメント*の推進が求められています。
- 自動車や航空機による騒音対策を進めていくとともに、工場や事業所における悪臭防止対策を進めていくことが求められています。
- 地球温暖化対策や自然環境の保全などに市が率先して取り組むことで、各主体を牽引していくことが求められています。

◆江の島外観



第3章 計画が目指すもの

1 総合環境像

地域から地球に拡がる環境行動都市

本市は、現在約44万人の人口を有する、県内有数の工業・商業都市である一方、台地・丘陵の起伏に富んだ地形、江の島の海食崖・岩礁、河川沿いの樹林地やさまざまな生物の生息・生育場所となっている谷戸などの多様な自然環境と、農地などと一体となった里山環境を維持している地域を有しています。

このように発展する都市の中で、環境にやさしい生活や事業活動を営みながら、自然環境を守り、次世代に伝えることが市民・事業者・行政に課せられた責任であるといえます。

さまざまな環境問題に対して「地球規模で考え、地域から行動を起こす。」(Think Globally, Act Locally) の視点に立ち、持続可能なまちづくりと脱炭素社会の創造を目指すとともに、市民・事業者・行政との協働・連携による、環境にやさしいまちづくりを推進し、豊かな地域資源や健全な地球環境を次世代へ引き継いでいくことを環境像とします。

◆江の島航空写真



■藤沢市の環境の将来イメージ





2 環境像

本計画で扱う環境の範囲である「生活環境」、「自然環境」、「資源循環」、「環境教育・協働」、「地球環境」それぞれについて、環境の保全及び創造に向けた環境像を掲げます。

環境像1 【生活環境】

快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

大気、土壤・地下水、河川・海の公害を防止するとともに、騒音・振動・悪臭がない快適な生活環境を維持し、魅力のある自然・都市景観が形成され、文化的・歴史的資源が大切にされること。



■環境目標1-1 大気の保全

環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らすこと

■環境目標1-2 土壤・地下水の保全

環境汚染のない、きれいな土や地下水が確保されていること

■環境目標1-3 河川・海の保全

環境汚染のない、きれいな川や海が確保されていること

■環境目標1-4 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること

■環境目標1-5 放射性物質への対応

放射性物質による汚染がなく、安全で安心な暮らししができること

■環境目標1-6 景観の保全・形成

藤沢ならではの景観が保全され、良好な景観が形成されていること

■環境目標1-7 文化的・歴史的資源の活用

文化的・歴史的資源の活用により、郷土意識が醸成されていること

環境像2 【自然環境】

地域資源を活用し自然とふれあえるまち

河川部や台地、谷戸、海岸部などさまざまな姿で残る緑や引地川や境川の川辺など豊かな地域資源を市民・事業者・行政が協働で保全し、発展していく都市環境と調和しながら存続すること。



■環境目標2-1 緑と里山の保全

豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然にふれあえること

■環境目標2-2 生物多様性の保全

自然環境に配慮し、都市環境と豊かな自然とが調和していること

■環境目標2-3 新たな緑の創出

新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること

■環境目標2-4 農水産業との共存

安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

環境像3 【資源循環】

資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

ごみの発生が抑制され、限りある資源を有効に使う環境への負荷が少ない生活や事業活動が浸透し、県や周辺自治体と連携した適正な処理により、持続的な発展を続けられること。



■環境目標3-1 廃棄物の発生・排出抑制

廃棄物の発生・排出抑制を進め、環境負荷が低減されていること

■環境目標3-2 廃棄物の適正な処理

廃棄物の適正な処理を進め、循環型社会が形成されていること

環境像4【環境教育・協働】

次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

市民一人ひとりが環境に関する正しい知識と理解を深め、自ら実際に行動し、市民・事業者・行政の各主体が協働・連携して環境保全・環境美化に幅広く積極的に取り組むとともに、本市の豊かな地域資源や健全な地球環境が次世代へ引き継がれていくこと。



■環境目標4-1 環境教育の推進

市民・事業者・行政で、環境を意識した行動が広がっていること

■環境目標4-2 各主体による環境保全・環境美化

市民・事業者・行政が協力して、さまざまな環境保全・環境美化が展開されていること

環境像5【地球環境】

環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち

みんなが環境に配慮した省エネ行動を実践している新しい生活様式やエネルギーの地産地消、環境にやさしい都市システムの構築により、脱炭素社会が実現されるとともに、気候変動による影響を評価・低減し、環境の変化に適応したまちづくりがなされていること。



■環境目標5-1 省エネルギー対策の推進

脱炭素型のライフスタイルや省エネ設備の導入により、省エネルギー対策が進んでいること

■環境目標5-2 エネルギーの地産地消

再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消が実現されていること

■環境目標5-3 環境にやさしい都市システムの構築

環境への負荷を低減した都市システムにより、脱炭素社会が実現されていること

■環境目標5-4 循環型社会の形成

廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理が進み、循環型社会が形成されていること

■環境目標5-5 気候変動への適応

地球温暖化に伴う影響を評価・低減し、気候変動に適応していること

3 計画の施策体系



第4章 施策の展開

環境像 1

快適な環境が将来にわたって 適切に保全されるまち

環境目標 1-1 大気の保全

環境汚染のない、きれいな空気の中で
健康的に暮らすこと



施策の方向性

市内では、住宅地等の大気環境を監視する一般環境大気測定局（4 カ所）及び道路沿道の大気環境を監視する自動車排出ガス測定局（1 カ所）において大気汚染の状況を常時監視しています。本市の大気環境は、概ね良好に維持されていますが、光化学オキシダントは環境基準に適合しておらず、光化学スモッグ*注意報が発令されることもあります。

本市では、大気汚染防止対策として、特定工場・事業場等に対して立入調査や指導を行っているとともに、自動車からの排出ガスによる大気汚染を防止するため、電気自動車・燃料電池*自動車などの次世代自動車*の普及促進、公共交通機関や自転車、徒歩の利用を促進しています。今後も継続して大気環境の監視を行うとともに、発生源対策に取り組みます。また、公害苦情相談のうち、近年は野焼きなどの大気に関する内容が最も多いため、野焼き行為の禁止の呼び掛けなど、対応を行います。

これらに加え、ダイオキシン類やアスベストの調査を継続していくとともに、それらによる汚染の防止を行います。

達成指標

指標項目	2020 年度 現状	2030 年度 目標
大気汚染に係る環境基準の達成	一部未達成 ^{※1}	達成
ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る 環境基準の達成	達成	達成 ^{※2}
ダイオキシン類による大気の汚染に係る 環境基準の達成	達成	達成 ^{※2}
微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準の達成	達成	達成 ^{※2}

※1 監視対象 5 物質のうち「光化学オキシダント」が一般環境大気測定局 4 カ所において環境基準を未達成。
※2 2020 年度（令和 2 年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

各主体の取組

【大気の保全状況の監視】

■市民

- 光化学スモッグ注意報などの大気の環境状況について、情報の収集に努めます。

■事業者

- 光化学スモッグ注意報などの大気の環境状況について、情報の収集に努めます。
- 排出ガスの分析や結果の公表に努めます。

■行政

- 微小粒子状物質（PM2.5）や有害大気汚染物質、ダイオキシン類などの大気汚染に関する項目の監視を継続していくとともに、市民による調査に対して支援します。
- ごみ処理施設など、市の施設における排出ガスを測定・監視により適正に管理します。

【固定発生源への対策】

■市民

- 廃棄物などの自家焼却を行わず、適正に処理します。

■事業者

- 法令に適合しない焼却炉での焼却や野焼きを行わず、適正に処理します。
- 排出ガスを適正に管理し、施設・設備の更新時は、低公害型の機器の導入や、使用燃料のより良質なものへの転換に努めます。
- 低公害型の機器の開発・運用に係る研究に努めます。

■行政

- 工場や事業所に対するばい煙・粉じん発生防止の調査・指導を実施します。
- 野焼きなどに対して、広報等による啓発やパトロールによる指導を実施します。
- 規制対象外の化学物質も含めた、事業所における化学物質の使用実態を把握するとともに、関係機関と連携し、情報の収集を行います。
- アスベストによる健康被害防止に向けて、関係法令の遵守について指導を徹底します。
- 公害防止または改善など、市内における事業活動で必要な設備導入を計画している中小企業に対して金融支援（融資、利子補給、保証料補助）を実施します。

◆一般環境大気測定局（藤沢市役所）



【移動発生源への対策】

■市民

- 自家用車の代わりに公共交通機関や自転車、徒歩の利用に努めます。
- 自家用車を適正に整備し、エコドライブ*を実施するなど環境にやさしい車の利用に努めます。
- 自家用車を購入する際は、次世代自動車の購入に努めます。
- カーシェアリングによる車両の共同利用に努めます。

■事業者

- 共同輸送・配送システムの導入など物流の合理化に努めます。
- 社有車を適正に整備するとともに、次世代自動車の導入に努めます。
- 排気量や大きさなど、用途に応じた自動車の購入に努めます。
- 自動車の運転にあたっては、エコドライブを実施します。
- 大気汚染の防止に関する啓発を実施します。
- カーシェアリングの活用や事業を検討します。

■行政

- 公用車の運転にあたっては、エコドライブに努めるとともに、啓発を実施します。
- 公用車への次世代自動車の導入を計画します。
- ノーカーデーの実施など、自動車交通量削減の啓発を実施します。
- 公共交通機関・自転車の利便性向上や、自動車利用から環境負荷の小さな交通への転換を促すための意識啓発などにより、環境にやさしい交通施策を展開します。
- 「ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）」に基づき、自転車走行空間づくりや、新たな駐輪スペースの確保、既存駐輪施設の機械化などにより、自転車が移動しやすい交通環境の充実を図ります。
- 都市計画道路の新設や市道の新設・改良、自転車走行環境等の整備により、交通渋滞の解消などを図ります。
- 交通渋滞解消などを行うため、主要幹線道路整備による広域交通ネットワークの形成を促進します。

◆サイクルアンドバスライド駐輪場



◆地域提案型バス



環境目標1-2 土壤・地下水の保全

環境汚染のない、きれいな土や地下水が
確保されていること



施策の方向性

本市では、「水質汚濁防止法」等の公害関係法令に基づく工場及び事業場の規制・指導や有害物質使用事業場への立入調査及び採水調査、違反した事業場への文書による勧告など地下水の汚染防止を実施していきます。

また、土壤汚染状況調査や地下水質調査の結果、テトラクロロエチレン等の有害物質による汚染が確認された地点もあり、それらの地点については監視を続けます。汚染拡大防止及び浄化などの適正な管理を行っているため、周囲への汚染範囲の拡大等の変化は見られていませんが、今後も継続的に汚染状況の調査を行い、工場及び事業場への監視の徹底や土壤及び地下水の汚染の発生・拡大を防止します。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
土壤の汚染に係る環境基準の達成	一部未達成 ^{※1}	達成
ダイオキシン類による土壤の汚染に係る 環境基準の達成	達成	達成 ^{※2}
地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成	一部未達成 ^{※3}	達成

※1 現在3ヵ所で「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び16ヵ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壤汚染浄化対策を実施中。

※2 2020年度（令和2年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

※3 汚染が確認され継続監視している調査地点4地点のうち、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準を未達成。

各主体の取組

【土壤・地下水の保全状況の監視と対策】

■市民

- ガーデニングや家庭菜園などにおける除草剤・殺虫剤などの使用を控えます。
- 使い残した除草剤・殺虫剤などは、そのまま散布せず、専門業者等に処分を依頼します。

■事業者

- 工場や事業所で扱う有害物質等について、適切な情報を公開し、土壤への浸透を防ぐため、適切に管理します。
- 工場や事業所で扱う不要な有害物質等について、適切に処理します。
- 土壤や地下水の保全のため、減農薬栽培などを積極的に実施します。
- 地下水の水質及び土壤の浄化に係る研究・開発に努めます。

■行政

- 土壌・地下水汚染が発見された工場や事業所に対し、その汚染の拡大防止措置等により適正な管理を行うように指導します。
- 井戸などの地下水の水質調査を実施し、環境基準を超過した井戸については継続調査を実施するとともに、井戸所有者に対し適正な使用管理について周知します。
- 有害化学物質に係る工場や事業所への規制・指導を実施します。
- パトロールの実施や監視カメラの設置により、不法投棄等に関する適切な処分・指導を実施します。

◆地下水調査



環境目標1-3 河川・海の保全

環境汚染のない、きれいな川や海が
確保されていること



施策の方向性

本市では、事業場の立入検査を行い、排水等の監視指導を行うとともに、河川および海域の水質を神奈川県の測定計画に基づく常時監視や、市独自の計画で監視を行っています。海域の水質調査では、いずれの地点でも良好な状態を維持していますが、河川水質測定では、年によって環境基準を超過する地点もあるため、今後も水質調査を継続します。

本市の下水道事業は、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を行うために、市域を3処理区に分け、污水処理施設の普及を進めており、2020年度（令和2年度）末時点の整備率は90.2%、人口普及率は95.9%となっています。今後も下水道整備を進めるとともに、下水道事業計画区域外の住宅において、みなし浄化槽等から浄化槽へ転換する場合に対して設置費用の一部補助を行うなどにより、公共用水域の水質汚濁負荷の軽減を図ります。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
水質汚濁に係る環境基準の達成	一部未達成※1	達成
ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成	達成	達成※2

※1 海域の江の島西及び辻堂沖で溶存酸素量(DO)が環境基準を未達成。また、本市計画による河川水質測定11地点のうち、「蓼川」、「小出川」、「打戻川」で生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準を未達成。

※2 2020年度（令和2年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

各主体の取組

【河川・海の保全状況の監視】

■市民

- 河川や海で異常を発見した場合は、市に通報します。

■事業者

- 河川や海で異常を発見した場合は、市に通報します。
- 排水の分析や結果の公表に努めます。

■行政

- 河川や海の水質調査を継続していくとともに、事業所における化学物質の使用実態を把握します。
- 河川・海域に生息する多様な生物の生息環境の保全に努めます。

【発生源への対策】

■市民

- 路上など汚水処理のできない場所での洗車を実施しないように努めます。
- 使用済みの油は排水溝に流さず、適切に処理します。
- 排水設備を設置し、下水道に接続します。
- 凈化槽などの適正な維持管理を実施します。
- 洗剤の適正な量の使用などにより、生活排水による負荷の軽減に努めます。
- 河川や海などの環境保全活動へ積極的に参加するように努めます。

■事業者

- 工場や事業所からの排水を適正に処理するとともに、処理水を下水道へ排出します。
- 船のエンジンオイルや塗料などによる海水汚染の防止に努めます。
- 路上など汚水処理のできない場所での洗車を実施しないようにします。
- 排水設備を設置し、下水道に接続します。
- 凈化槽などの適正な維持管理を実施します。
- 洗剤の適正な量の使用などにより、産業排水による負荷の軽減に努めます。
- 河川や海などの環境保全活動に関する啓発を実施し、積極的に参加するように努めます。
- 河川や海の水質浄化に係る研究・開発に努めます。

■行政

- 排水の適正管理について、事業者への規制、監視及び指導を実施します。
- 定期的に道路、公共施設の清掃等を実施することで、環境美化を促進します。
- 洗剤の適正な量の使用、石けんの利用や、家庭ができる生活排水対策を普及啓発します。
- 雨水の利用に関する普及促進及び啓発や、雨水利用施設の導入を推進します。
- 公共下水道未整備地域の解消を行うとともに、下水道事業計画区域外においては、公共用水域の水質汚濁負荷の軽減を図るため、みなと浄化槽等から浄化槽へ転換する者にその設置費用の一部を助成します。

◆せっけん講演会



環境目標 1-4 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること



施策の方向性

騒音・振動は、工場や事業所、建設作業現場などの固定発生源から発生するものや、自動車・鉄道・航空機などの移動発生源から発生するものがあり、地域の土地利用や時間帯などにより、被害に大きな差が生じることが特徴です。本市では、自動車騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、建設工事等の騒音・振動に対し、監視・測定及び適切な対応をとり、騒音・振動の防止に努めています。

自動車騒音では、一部の住居等において環境基準が未達成となっており、一般環境騒音調査においても一部の地点で環境基準が未達成となっています。これは、測定地点付近の道路における自動車騒音等の影響が考えられるため、自動車騒音の低減に向けて、道路の維持管理を適正に行い、路面を良好な状態に保持するように努めます。

航空機騒音については、本市の北側に厚木基地が位置していることもあり、継続して測定を実施しているとともに、本市では、国・県等の関係機関に騒音の低減について働きかけを行っており、航空機騒音の環境基準を達成しています。今後も良好な環境が保たれるように引き続き、測定を実施し、国・県等の関係機関に騒音の低減について働きかけを行います。

公害苦情相談のうち、建設工事などに係る騒音、飲食店などの営業に係る悪臭の苦情が大気汚染に関する苦情に次いで多くなっています。公共工事等における低騒音・低振動など環境に配慮した施工を行うとともに、飲食店への指導などにより、快適な生活環境を確保するよう努めます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
騒音に係る環境基準の達成	一部未達成 ^{※1}	達成
航空機騒音に係る環境基準の達成	達成	達成 ^{※2}

※1 一般環境騒音調査については、市内に 16 カ所の測定地点を設け、4 カ年計画で測定を実施しており、一部の地域で環境基準を未達成。自動車騒音調査を行った 8 路線 10 区間において、調査区間における住居等の総戸数 5,018 戸に対して、294 戸（5.9%）が環境基準を未達成。

※2 2020 年度（令和 2 年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

◆一般環境騒音調査



各主体の取組

【騒音・振動の防止】

■市民

- 公共交通機関や自転車、徒歩により、自家用車などの利用を控えるように努めます。
- 自家用車などを適正に整備するとともに、運転にあたって騒音の防止に努めます。
- レジャーにおける騒音（特に夜間）が発生しないよう配慮します。
- 夜間のピアノやカラオケなど、生活騒音による近隣への影響に配慮します。

■事業者

- 工場や事業所、建設作業現場などにおける騒音・振動の防止に努めます。
- 営業に伴う音響機器、駐車場の騒音の防止に努めます。
- 共同輸送・配送システムの導入など物流の合理化に努めます。
- 騒音・振動の発生防止に係る研修会や勉強会の開催・啓発に努めます。
- 騒音・振動の発生防止に係る研究・開発に努めます。

■行政

- 工場や事業所、建設作業現場、営業騒音などに対する騒音調査及び指導を実施します。
- 道路騒音・振動に関する調査を実施します。
- 快適な生活環境を確保するため、近隣公害に対する迅速な対応を行い、新たな環境問題に対しても、情報の収集に努めます。
- 近隣における生活騒音の防止に対する啓発を実施します。
- 滞在者を含め、海岸などの夜間の騒音（拡声器、花火など）の防止対策を講じます。
- 道路の改修による維持管理を適正に行い、路面を常に良好な状態に保持するよう努めます。
- 公共工事において、低騒音、低振動などの環境に配慮した施工を実施します。

【航空機騒音の防止】

■行政

- 厚木基地の航空機騒音に関する常時測定を実施します。
- 厚木基地の航空機騒音に関して、関係自治体と連携し、国や関係機関に対して、その解消及び暫定処置としての住宅防音工事の拡充を求める要請行動を実施します。

【悪臭の防止】

■市民

- ごみや浄化槽などを適切に管理し、悪臭が発生しないように努めます。

■事業者

- 悪臭の発生防止に係る研修会や勉強会の開催・啓発に努めます。
- 悪臭の発生防止に係る研究・開発に努めます。

■行政

- 「悪臭防止法」「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場や事業所に対して悪臭防止の指導を実施します。

環境目標 1-5 放射性物質への対応

放射性物質による汚染がなく、安全で安心な
暮らしができること



施策の方向性

本市では、市内 13 地区の小・中学校、保育園、幼稚園及び公園と海岸の空間放射線量、海水や河川水の放射能濃度を定期的に測定しています。現在、国が定める「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」を超える数値は出ていませんが、市独自に定めた基準値（地上 5cm で 1 時間当たり $0.19\mu\text{Sv}$ 以下）を超える数値が、雨どいの下や樹木の根付近などで検出されたこともあり、このような場所は除染を行い、除染後には市独自の基準値内となっていることを確認しています。また、食の安全性といった観点から、学校及び保育園で実際に提供した給食の放射能濃度の測定も実施し、不検出であることを確認しています。

放射性物質に関するさまざまな情報がある中で、正しい情報を市民一人ひとりが理解することが大切です。そのため、引き続き、大気・海水・河川水等の監視体制を継続するとともに、放射性物質に関する情報提供を始めとする知識について普及啓発します。

達成指標

指標項目	2020 年度 現状値	2030 年度 目標
放射線量の基準値の達成	達成	達成※

※ 2020 年度（令和 2 年度）時点で基準値を達成しているため、達成状況を維持。

各主体の取組

【食材の検査】

■市民

- 飲料水や食品等の放射性物質の情報等に注意します。

■事業者

- 提供する食品について、適切な手段で放射能検査等を実施し、結果を公表することにより、消費者に安全性を伝えます。

■行政

- 公立保育園給食で使用する食材及び提供した給食の放射能濃度を測定し、公表します。
- 学校給食で使用する食材及び提供した給食の放射能濃度を測定し、公表します。
- 市内で製造された食品の放射性物質の検査を実施し、公表します。
- 市民が持ち込んだ食品について、市民による放射能測定に対して支援します。

【空間放射線量・放射能濃度の監視】

■市民

- 公共施設における空間放射線量測定の結果などの情報に注意して行動します。

■事業者

- 提供する商品について、適切な手段で放射能検査等を実施し、結果を公表します。

■行政

- 市内 13 地区の空間放射線量を定期的に測定し、公表します。
- 海岸等における空間放射線量や海水及び河川水における放射能濃度を測定し、公表します。
- 市内の小・中学校及び教育文化センターの空間放射線量を定期的に測定し、公表します。
- 保育園や幼稚園の空間放射線量を定期的に測定し、公表します。
- ごみの焼却灰に含まれる放射性物質濃度を測定し、公表します。

【放射性物質に関する知識の普及啓発等】

■市民

- 放射性物質に関する正しい知識や情報を理解し、噂や風評などに惑わされないようにします。
- 宅地内に、落ち葉や雨水が溜まらないように、こまめに清掃を実施します。

■事業者

- 放射性物質に関する正しい知識や情報を理解し、噂や風評などに惑わされないようにします。
- 放射性物質に関する正しい知識や情報を発信します。
- 工場敷地内の整理整頓に努め、ホットスポットを作らないように努めます。

■行政

- 「ふじさわ環境フェア」などのイベントで放射性物質に関する知識について普及啓発します。

◆放射線測定器（貸出用）



環境目標 1-6 景観の保全・形成

藤沢ならではの景観が保全され、良好な景観が形成されていること



施策の方向性

本市は、相模湾に面する湘南海岸と県指定史跡・名勝「江ノ島」、緑濃い相模野（相模原）台地の豊かな丘陵、市域の中央を流れる引地川、境川といった、変化に富んだ地形や自然環境を有しております。これらを背景としてさまざまに展開された歴史の中で、宅地開発や商業・業務・工場等の立地がなされ、湘南の中核都市として発展してきました。

藤沢らしい魅力あるまちを創造するため、本市では1989年（平成元年）に「藤沢市都市景観条例」を制定し、2007年（平成19年）には「景観法」に基づく条例に改正することで、個性豊かな景観形成を推進するとともに、「都市計画法」に基づく風致地区制度により、緑豊かな江の島、湘南海岸及び閑静な住宅地（鵠沼、片瀬山、辻堂太平台等）の良好な都市環境を維持しています。

今後も魅力ある都市景観を形成していくためには、市民・事業者・行政それぞれの景観形成に対する理解と協力が重要です。「景観法」に基づく「藤沢市景観計画」により、藤沢らしい景観形成の方針を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による景観形成を進めます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
景観形成基準の達成	達成	達成*

* 2020年度（令和2年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

各主体の取組

【都市景観の保全・形成】

■市民

- 建物の外観を周辺の景観と調和するように努めます。
- 地域における景観づくりの取組に参加・協力します。

■事業者

- 建物の外観を周辺の景観と調和するように努めます。
- 地域における景観づくりの取組に参加・協力します。

■行政

- 「藤沢市都市景観条例」「藤沢市景観計画」に基づき、市民と一体となって地域の特色を活かした良好な都市景観の形成に努めます。
- 「風致地区」として指定された区域を保全します。
- 都市景観に係わる情報提供と啓発を実施します。
- 市民等による自主的な都市景観形成活動を支援します。

環境目標 1-7 文化的・歴史的資源の活用

文化的・歴史的資源の活用により、
郷土意識が醸成されていること



施策の方向性

本市には、2021年（令和3年）4月1日現在、106件の国・県・市指定の文化財、19カ所39件の国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があります。旧東海道沿いの古い建造物や、遊行寺などの歴史ある社寺、街なかに残されている路傍の道標など、周辺の自然環境も含め、人々の生活とともに伝えられ、大切にされてきた事物や行事などが多く残されています。

貴重な文化財は、所有者等の理解を得て指定等の措置をとり、適正な保存を行っているとともに、「藤沢市文化財ハイキングコース」を20コース用意し、市民の文化財めぐりに役立て、文化財ハイキングを通じた文化財愛護精神の普及啓発を行っています。

地域に残されてきた文化的・歴史的資源は、地域が有する自然環境や生活環境が守られることによってはじめて維持・継承していくことができます。

こうした貴重な地域資源としての文化的・歴史的資源を適切に保全・管理するとともに、展示やHP「電子博物館みゆネットふじさわ」などで公開活用しながら、より良い状態で次の世代に引き継ぎます。また、市民の文化・歴史に対する理解と関心を高め、郷土意識を醸成し、周辺の自然環境を含む風格あるまちづくりに努めます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実	継続	継続

◆【市指定重要文化財（建造物）】旧小池邸



各主体の取組

【文化的・歴史的資源の保全・活用】

■市民

- 文化財や天然記念物、有形・無形文化財などの保護の取組に協力します。
- 文化的・歴史的資源への理解を深めるとともに、その保全活動に参加・協力するように努めます。
- 地域に埋もれた民俗芸能・文化財等を見つめなおし、次世代への伝承に努めます。

■事業者

- 土地利用や事業の構想・計画においては、文化財などの保全に配慮します。
- 地形や植生の改変においては、埋蔵文化財の発掘調査や天然記念物などの保護の取組に協力します。
- 事業所周辺や敷地にある文化財や歴史的景観の保全に配慮します。
- 文化財や天然記念物、有形・無形文化財などの保護の取組に協力します。
- 文化的・歴史的資源への理解を深めるとともに、その保全活動に参加・協力するように努めます。
- 地域に埋もれた民俗芸能・文化財等を見つめなおし、次世代への伝承に努めます。

■行政

- 「文化財保護法」及び「神奈川県文化財保護条例」「藤沢市文化財保護条例」に基づき、文化財の調査や指定、保存管理を推進します。
- 開発等に伴う埋蔵文化財の確認調査を実施するとともに、必要に応じて発掘調査の指導を実施します。
- 歴史的建造物の調査を実施し、保全に努めます。
- 講演会や講座などにより、文化財の普及啓発を実施し、郷土に対する理解と関心の醸成を図ります。
- 藤沢の歴史や郷土資料を公開活用し、歴史を踏まえた文化の継承に努めます。
- 世代間の交流を推進し、個性ある地域文化活動を支援します。

◆小学生のための郷土資料講座



環境像2

地域資源を活用し自然とふれあえるまち

環境目標2-1 緑と里山の保全

豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然に
ふれあえること



施策の方向性

本市の緑は、引地川、境川などに代表される河川部の緑、相模野（相模原）台地や鎌倉連山の縁辺部、河川沿いに残る斜面の緑、里地里山環境を残した谷戸の緑、そして海岸部の緑など、多様な姿で構成されています。

里地里山景観としては、市内三大谷戸として、川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸）があり、また、身近で貴重な緑として、温暖な地域の本来の植生がみられる社寺林、農家や街道沿いの旧家などにみられる屋敷林なども市内に残存し、点在しております、これらは、さまざまな生物の生息・生育環境として、豊かな生態系を維持するための重要な場所となっています。

こうした緑や里山環境を保全するため、本市では「藤沢市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全、公園緑地の整備、その他の公共施設や民有地の緑化の推進を行っています。

さらに、本市に残された緑地を保全するため、市民・企業等から寄付を募るとともに、一般会計繰入金、基金運用利子等により、みどり基金を積み立てており、1986年度（昭和61年度）から現在まで合計10.7haの緑地を取得しています。今後も、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発を行います。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
市域の緑地確保	25.1%*	29.0%

* 藤沢市における実績値。

◆石川丸山谷戸における里地里山の景観



各主体の取組

【緑の保全】

■市民

- 身近な緑を守り、育てるための自主的な活動を進めるとともに、地域活動などへの参加に努めます。
- 地域における公園などの計画策定や維持管理活動への参加・協力に努めます。
- 生垣の設置や、庭やベランダ、敷地などの緑化に努めます。

■事業者

- 身近な緑を守り、育てるための地域の活動などへの参加に努めます。
- 工場や事業所などの敷地や建物の屋上などにおける、積極的な緑化の推進に努めます。
- 身近な緑を守り、育てるための活動の推進、イベントの開催に努めます。
- 身近な緑の保全、創出などに関する啓発に努めます。

■行政

- 保存樹林・保存樹木・保存生垣の指定や憩いの森などの維持管理を実施することで、緑の保全に努めます。
- 公共施設の緑化を推進するとともに、開発行為及び一定規模以上の建築行為については緑化の指導を実施し、緑地を確保します。
- 湘南の風致景観を代表する松を保存するため、松くい虫対策を推進します。
- 「藤沢市みどり基金」の運用による緑地の公有化、維持管理を推進します。
- 「藤沢市街路樹管理計画」に基づき、街路樹が良好に生育できる環境や安全で快適な道路空間を実現させるために維持管理を進めます。

【里山の保全】

■市民

- 樹林地などの身近な緑地空間の保全に努めます。
- 日常の清掃、落葉集めなどの地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- 樹林地・里山・谷戸への不法投棄防止に努めます。

■事業者

- 日常の清掃、落葉集めなどの地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- 樹林地・里山・谷戸への不法投棄防止に努めます。

■行政

- 良好的な樹林地を保全及び復元するための管理を計画的に実施します。
- 「特別緑地保全地区」などの法制度の活用により、まとまりのある貴重な緑地や谷戸環境を保全します。
- 市内三大谷戸である川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸）の三つの谷戸について、それぞれの保全方針を踏まえ保全します。

環境目標2-2 生物多様性の保全

自然環境に配慮し、都市環境と豊かな自然とが
調和していること



施策の方向性

本市では、これまで生物多様性の「保全」については、「藤沢市緑の基本計画」や「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を策定し、取組を進めてきましたが、生物多様性の「持続可能な利用」については、新たな課題として取組を進める必要があります。

また、これまでにも2度にわたり実施した「藤沢市自然環境実態調査」の結果から、市域全体でも「開発など人間活動による影響」、「自然に対する働きかけの縮小による影響」、「人間に持ち込まれたものによる影響」、「地球環境の変化による影響」という生物多様性への4つの影響の拡大が判明している一方で、その根底には生物多様性の意味や重要性が十分認識されていないといった課題があります。

このような中、本市では、2018年（平成30年）6月に策定した「藤沢市生物多様性地域戦略」の進行管理等を行うため「藤沢市生物多様性実行プラン」を策定し、2021年（令和3年）4月から第1期計画に取り組んでいます。

その施策の一つである「緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上」では、ビオトープネットワークの形成を図るため、既存ビオトープの維持管理の継続、本市が管理する緑地等におけるビオトープ要素の導入を目指として設定しています。

具体的には、稻荷の森や裏門公園など、これまで造ってきたビオトープ拠点において、今後は、保全・再生のための働きかけを継続的に行うことによって、「自然に対する働きかけの縮小による影響」を小さく抑え、また、新たな生物相を呼び込むことにつながる環境を創出するなど、既存ビオトープ拠点の質を高めるために、生物の生息・生育環境である樹林地・里山・谷戸の保全活動を実施し、生物多様性に対する認識不足の解消を図ります。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
ビオトープ拠点の保全・再生、創出	継続	継続

◆稻荷持瀬市有山林の水辺



◆稻荷の森 カントリーへッジ



各主体の取組

【生物多様性の保全】

■市民

- 生物の生息・生育環境の保護・保全に配慮します。

■事業者

- 事業所の敷地に緑を取り入れ、周辺環境の向上に貢献します。
- 開発等に際しては、「環境影響評価法」及び「神奈川県環境影響評価条例」等に基づく環境アセスメントを遵守します。
- 事業活動と生物多様性との関係を認識し、保全に努めます。
- 生物の生息・生育環境の保護・保全に配慮します。
- 樹林地・里山・谷戸の保全、再生について、啓発を行うとともに、多様な主体と協働で保全、再生に努めます。
- CSR*活動等により、樹林地・里山・谷戸の保全、再生に努めます。

■行政

- 国・県及び関係機関と連携し、海辺の自然環境保全に努めます。
- 市民、行政等の協働によるビオトープの保全、再生を実施するとともに、ビオトープネットワークの形成を図ります。
- 専門機関及び市民団体等の協力を得て「藤沢市自然環境実態調査」を定期的に実施するとともに、調査結果に基づき、自然環境を保全します。
- 市の貴重な自然環境を、広域的な連携により、次世代に継承します。
- 開発事業等による生物の生息・生育環境への影響に関して、ウェブサイト等の活用により、生物の生息・生育環境の保全に配慮した計画に誘導します。
- 市民協働による樹林地・里山・谷戸の管理を推進します。
- 準用河川一色川整備事業により、親水性の護岸整備を実施し、水辺へのアクセスや快適性の向上を図ります。

【生物多様性に関する普及啓発】

■市民

- 身近な自然にある生物などの生態について知識を深めます。
- 自然について学ぶため、環境共生のための取組、ビオトープづくりのイベント・研修等への積極的な参加に努めます。

■事業者

- 生物多様性について学ぶ市民や学生向けの教育プログラムの提供に努めます。

■行政

- 自然観察会・講習会の開催や各種刊行物の作成配布などを通して、生物の生息・生育環境である樹林地・里山・谷戸の保全に係る啓発に努めます。
- 人材発掘を目的とした生物多様性関連の観察会・イベント等について実施及び支援します。
- 「ふじさわ教育」により、藤沢の自然について定期的に情報提供を実施します。

環境目標2-3 新たな緑の創出

新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること



施策の方向性

都市公園や公園緑地は、防災、景観、環境保全及びレクリエーションといった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支える上で欠かすことのできない都市施設です。本市では、限られた都市空間の中で緑を創出するため、建物の緑化や宅地における生垣を用いた緑化の推進及び保存生垣の指定などを行っています。

都市公園を新たに整備することなどにより、都市公園の面積は増加していますが、人口の増加により、市民一人当たりの都市公園の面積は近年、微減傾向にあります。

また、「藤沢市緑の基本計画」に基づき、将来像である「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」の実現に向けて、基本理念である「保全、創造、連携、普及、共生」の5つの観点を踏まえ、公園や緑地、道路や河川などの整備・緑化を行うとともに、学校などの公共施設についても緑化を進めます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
市民一人当たりの都市公園の面積	5.33m ² ※	9.0m ²

※ 藤沢市における実績値。

◆辻堂海浜公園



◆長久保公園



各主体の取組

【地域の緑化】

■市民

- 緑地の計画・維持・管理などの活動への参加に努めます。
- 地域における公園などの計画・維持・管理などの活動への参加に努めます。

■事業者

- 身近な緑を守り、育てるための地域の活動などへの参加に努めます。
- 公園緑地の保全・再生・創出活動の市民リーダーとなり、緑化を推進します。
- 公園・緑地創出に関する調査や技術の研究に努めます。

■行政

- 「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑化の推進とそのネットワーク化を図ります。
- 緑の普及啓発を通して、民有地などの緑化を推進します。
- 市民等との連携による緑化を推進するとともに、各種イベントやポスター、標語募集などを通して緑化意識の普及啓発を実施します。
- 公園愛護会等の団体と連携し、緑化を推進します。
- 都市公園を新たに整備することにより、永続性のある緑地を増やすとともに、既設公園の魅力ある緑化を推進します。

【建物の緑化】

■市民

- 生垣の設置や、庭やベランダ、敷地などの緑化に努めます。

■事業者

- 工場や事業所などの敷地や建物の屋上などにおける、積極的な緑化の推進に努めます。

■行政

- 公共施設における緑化を積極的に推進します。
- 民間建物の屋上緑化や壁面緑化を推進します。



◆新林公園



環境目標2-4 農水産業との共存

安全・安心な食を身近で確保するための
地産地消が実践されていること



施策の方向性

農地は良好な景観形成や防災空間としての機能などをもち、国土・環境の保全など、さまざまな機能を有しています。特に、市街化が著しく進展し自然が減少すると、生物の生息・生育の場としての存在意義も非常に大きくなり、化学肥料や農薬などによる生態系への影響が懸念されます。また、これらは河川を通じて海にも影響を及ぼすため、環境に配慮した農業の推進が必要です。

市街化区域内においては、緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区として指定し、計画的な保全を行っています。今後も農業等と調和した都市環境の保全などの良好な生活環境の確保に向けて、農地の保全と活用に努めます。

本市の学校給食では、生産者や流通等関係者と連携して、積極的な地場産物の使用に努めるとともに、学校近隣の畠でとれた旬の農産物を活用するモデル校を設定し、地産地消の普及啓発にも取り組んでいます。

今後も環境保全型農業などの環境に配慮した農業を推進し、持続可能な農業基盤を整備するとともに、安全・安心な食の確保のため、市民・事業者と協働して取り組みます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
有機農業の取組面積	19.7ha ^{※1}	81.8ha ^{※2}

※1 藤沢市における推計値。

※2 2050年（令和32年）に220haとするため、2022年度（令和4年度）以降、1年当たり6.9ha拡大していく必要があるとして目標値を算定。

◆秋の実り



新たな「藤沢市都市農業振興基本計画」において、算定方法等の精査を実施中

各主体の取組

【農水産業の保全・推進】

■市民

- 食の安全に関する知識の習得に努めます。
- 市内で生産された農産物の購入に努めます。
- 市民農園・家庭菜園などでの農薬の適正管理や農薬散布時の周辺への農薬飛散防止などに努めます。

■事業者

- 農薬の適正管理に努め、安全な農産物を市民に提供します。
- 農水産業使用資材の廃棄にあたっては、適正な処理を実施します。
- 農地を適正管理し、荒廃による周辺環境への悪影響を及ぼさないように努めます。
- 農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業を目指します。
- 農薬の使用にあたっては、周辺環境の配慮に努めます。
- 学校等教育現場における農水産業体験学習の機会提供に協力し、食農教育等を推進します。

■行政

- 多面的な機能を持つ水田を保全するため、環境に配慮した水稻栽培に取り組む水田耕作者を支援するとともに、水路、農道等の整備を推進し、作業環境の向上に努めます。
- 化学肥料・農薬の利用を削減し堆肥等を利用する環境保全型農業を推進します。
- 農薬の安全かつ適正な使用のため、必要な知識の普及、使用に関する情報提供を行います。
- 生産者及び地域住民、自治会、関係団体等との連携により、農業資源を適切に保全するとともに、農地の多面的機能の発揮を促進します。
- 生産者等と連携し、「農業生産工程管理 (Good Agricultural Practices 以下、GAP) *」の普及促進を行うとともに、藤沢産利用推進店の拡大と情報発信を行います。

◆農林地等里地里山の保全を目的とした体験教室



環境像3

資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

環境目標3-1 廃棄物の発生・排出抑制

廃棄物の発生・排出抑制を進め、環境負荷が低減されていること



施策の方向性

本市では、可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋制によるごみ処理有料化を行っているほか、食品ロスの削減を推進するため、家庭で使いきれない食品をフードバンク団体や社会福祉協議会を通じて、福祉施設や食を必要とする方に提供するフードドライブを実施しています。今後も食品ロスの削減に向けて、フードシェアリングサービスの推進やフードドライブの実施などを進めます。

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、2016年度（平成28年度）以降減少傾向でしたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響で増加しています。人口の増加などにより、今後もごみの排出量の増加が見込まれることから、より一層、廃棄物の減量化に向けた取組を進めます。

また、ごみが発生する前に、必要なモノを選んで使い、ごみになるモノは断る、不要なモノを譲り合って長く使うなど、ごみの発生を抑制する生活スタイル・事業スタイルを推進します。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	654g/人・日※	612g/人・日

※ 藤沢市における実績値。

◆食品ロス削減推進マーク

新たな「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」において、算定方法等の精査を実施中のため暫定値



各主体の取組

【廃棄物の発生・排出抑制】

■市民

- モノを大切に使い、できるだけ長く使用するように努めます。
- 物品の購入にあたっては、環境にやさしい製品を選択する「グリーン購入*」に努めます。

■事業者

- モノを大切に使い、できるだけ長く使用するように努めます。
- 廃棄物の減量・資源化及び自己処理に努めます。
- 一定量以上の廃棄物を排出する事業者は、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」を作成し、計画書にそった減量を推進します。
- 業務用物品の購入にあたっては、環境にやさしい製品を選択する「グリーン購入」に努めます。
- 環境にやさしい製品を選択する「グリーン購入」についての啓発を実施します。

■行政

- 多量排出事業者に対して立入調査を実施するとともに、指導を実施します。
- 一定量以上の廃棄物を排出する事業者に対して、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付け、提出された計画書等に基づき、排出抑制に対する意識啓発を実施します。
- 廃棄物の減量化等に関して、拡大生産者責任*のもと、製品に係る廃棄する際の処理費用を負担してもらうなど、事業者に一定の責任を持たせるような制度を確立するよう国へ働きかけます。
- 廃棄物減量等推進員や市民と協働して、ごみの減量化を推進します。
- 市民における廃棄物の減量化や再資源化について啓発を実施するとともに、不適切排出者に対しては指導を実施します。
- 廉食用油から再生したバイオディーゼル*燃料の利用について、塵芥収集車等への導入を推進します。
- 物品購入にあたっては、環境にやさしい製品を選択する「グリーン購入」を推進します。

◆キエ一口*



◆コンポスト容器*



【食品ロスの削減】

■市民

- 食べ物を残さないことや食材を無駄にしない調理を行うなど、食品ロス削減に努めます。
- 生ごみ処理器（キエーロ・コンポスト容器）や家庭用電動生ごみ処理機の活用により、ごみの資源化、自家処理に努めます。

■事業者

- 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に努めます。
- 食品ロス削減に向け、市民・事業者・行政等と協働・連携した取組を推進するとともに、啓発に努めます。

■行政

- フードシェアリングサービスの推進やフードドライブの実施など食品ロス削減に向けた取組を進めていくとともに、啓発に努めます。
- 各家庭での生ごみ処理器（キエーロ・コンポスト容器）や家庭用電動生ごみ処理機の普及促進のため、購入助成を行います。
- 食品を無駄にしない計画的購入や冷蔵庫の整理について、周知・啓発します。
- 事業者に対して食品リサイクル施設等への誘導やフードドライブ活動を紹介します。

【プラスチックごみの削減】

■市民

- マイバッグの持参や、過剰包装製品の購入の自粛に努めます。
- ワンウェイプラスチックの使用の自粛に努めます。
- 「藤沢市ごみ減量推進店」の利用に努めます。



■事業者

- ワンウェイプラスチックの利用の削減に努めるとともに、提供を控えるように努めます。
- 過剰包装製品やごみとなる容器の製造・販売の自粛に努めます。
- 「藤沢市ごみ減量推進店」に参加します。

■行政

- ごみ処理有料化「指定収集袋制度」を継続し、ごみの分別による減量・資源化を推進するとともに、バイオマスプラスチック*を使用した指定収集袋及びボランティア清掃用ごみ袋を導入します。
- ごみの減量・資源化に取り組んでいる「藤沢市ごみ減量推進店」の認定店の増加を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となってマイバッグ持参や簡易包装について周知・啓発します。

環境目標3-2 廃棄物の適正な処理

廃棄物の適正な処理を進め、
循環型社会が形成されていること



施策の方向性

資源の循環利用を進めていくためには、ごみの分別収集の徹底が不可欠です。本市では、市民、行政、回収事業者の3者の協調方式による資源の収集を開始し、現在は4分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源）を実施しており、2016年度（平成28年度）以降、資源化率は一定で推移していましたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響で増加しています。

循環型社会の実現に向けて、ごみ検索システム、「藤沢市ごみ分別アプリ」や藤沢市LINE公式アカウントによる市民のごみの資源化に対する利便性の向上、小型家電のボックス回収や宅配便回収、戸別回収などによる分別の負担軽減、資源化を推進します。

戸別収集や資源品目別戸別収集などの実施により、不法投棄されにくい環境が整い、不法投棄は年々減少傾向となっています。しかしながら、市境や河川等の人の目が行き届かない箇所では依然として発生しています。

不法投棄監視カメラや監視センサー等の設置、地域住民や生活環境協議会等と協働したパトロール、夜間パトロール、県との合同パトロールの実施などにより、不法投棄を防止します。また、不法投棄の早期発見や迅速な対応を行うため、不法投棄専用ダイヤル（無料通話）の設置を行い、発生時には警察と連携した体制で不法投棄防止に努めます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
一般廃棄物の資源化率	33.7% ^{※1}	35%
灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率	25.8% ^{※2}	25%
藤沢市ごみ分別アプリ累計ダウンロード数	63,685件	163,000件

※1 藤沢市における実績値。前「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における「2026年度（令和8年度）までに32.5%以上にする」目標値は本市の施設で資源化できない処理困難物を含めた資源化率。

※2 藤沢市における実績値。前「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における「2026年度（令和8年度）までに24.1%以上にする」目標値は本市の施設で資源化できない処理困難物を含めた資源化率。

新たな「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」において、算定方法等の精査を実施中のため暫定値

各主体の取組

【廃棄物の適正処理】

■市民

- 電池類や蛍光管などの水銀使用製品の適正な分別排出に努めます。

■事業者

- 一般廃棄物・産業廃棄物の排出抑制を進めるとともに、適正に処理します。
- 水銀使用製品の製造等に際しては、法令に従い、適正な手続き及び排出基準を遵守するとともに、市民等が適正な分別排出ができるよう、情報提供を実施します。
- 建設発生土の抑制に努めるとともに、適正に処理します。

■行政

- 災害時における災害廃棄物の適正な処理に向け、国及び県、他自治体と連携した災害廃棄物対策の強化に向けた枠組づくりを実施します。
- 電池類や蛍光管などの水銀使用製品を含め、特定処理品目の分別排出及び適正処理を実施します。
- 廃棄物の焼却や埋め立てなどについて、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適正に処理します。
- ごみ処理施設におけるダイオキシン類等有害物質の排出を抑制します。
- 「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）の運営により、ごみや資源の適正な処分に関する情報を提供します。
- ごみの不法投棄を防止するため、地域と連携したパトロール、市民団体等への防止カメラの貸出や監視カメラ等を活用した監視強化を実施します。
- 公共建設発生土の抑制に努めるとともに、適正に処理します。



【廃棄物の分別】

■市民

- ごみの分別を徹底し、資源の再使用・再生利用に努めます。
- 「資源とごみの分け方・出し方」「区域別収集日程カレンダー」「ごみ NEWS」や、市のウェブサイト、スマートフォン用「藤沢市ごみ分別アプリ」など、情報の活用に努めます。

■事業者

- ごみの分別を行い、資源物の回収に協力します。

■行政

- 一般廃棄物等処理業者には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法規の遵守や分別収集等について指導するとともに、最新の情報を提供します。
- 「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づき、茅ヶ崎市・寒川町と相互協力します。
- スマートフォン用「藤沢市ごみ分別アプリ」配信など、適正処分に関する情報を提供します。
- 資源品目別戸別収集の実施により、市民負担の軽減や資源化を推進します。
- 「ごみ NEWS」などにより、ごみ分別について周知・啓発を実施します。
- 市民や事業者とともに、更なる資源化手法等を検討し、分別収集の資源品目拡大に努めます。

【再使用・再資源化】

■市民

- 自治的な市民活動としてのリユース・リサイクル活動への参加に努めます。
- 不要品交換情報やフリーマーケットなどを活用し、モノの再利用に努めます。

■事業者

- 容器包装がごみにならない販売方法を工夫するとともに、容器包装の回収・リユース・リサイクルを推進します。
- 再生資源の素材・材料やリサイクル製品等を優先的に使用します。
- 使い捨て製品の見直しや、リユース・リサイクルしやすく環境負荷の少ない製品の製造・販売を推進します。
- 不要品交換情報の発信やフリーマーケット、リサイクル展示会などの開催により、3Rに関する啓発を実施します。
- 使用済自社製品の回収・再資源化・適正処理に努めます。
- 使用済プラスチックの再商品化について検討します。

■行政

- 適正処分や最終処分場延命化のため、焼却灰の資源化を推進します。
- 循環型社会形成に資する事項や適正処理困難物を含めた様々な製品に対する事業者責務としての拡大生産者責任について、国へ要請・要望していきます。
- 「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）の運営により、ごみの減量や再使用、資源化に対する意識の向上を図ります。
- 回収した商品プラスチックのうち、大型商品プラスチックについては、リユースフェアなどで再使用を推進します。
- 生ごみや剪定枝などのバイオマス*資源について、民間事業者による再資源化・再生利用が進むように支援します。
- 使用済小型電子機器等のボックス回収及び大型ごみからのピックアップ回収と再資源化を継続して実施します。

◆収集日程カレンダー

4月	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
	「本・雑がみ」は戸別収集です！ (カタログ・パフレットも可)	戸別収集	1 メモ 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	2 メモ 可燃・ビン 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	3 メモ カン・なべ類 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	4
5	可燃 可燃・ビン MEMO	6 不燃・商品フラ 本・雑がみ MEMO	7 メモ 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	8 メモ 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	9 メモ 可燃・ビン 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	10 メモ ペットボトル 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。
12	可燃 可燃・ビン MEMO	13 その他資源 新規・折込広告 飲料用紙パック 飲料ホール・古布類 MEMO	14 メモ 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	15 メモ 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	16 メモ 可燃・ビン 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	17 メモ カン・なべ類 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。
19	可燃 可燃・ビン MEMO	20 不燃・商品フラ 本・雑がみ MEMO	21 メモ 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	22 メモ 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	23 メモ 可燃・ビン 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	24 メモ ペットボトル 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。
26	可燃 可燃・ビン MEMO	27 その他資源 新規・折込広告 飲料用紙パック 飲料ホール・古布類 MEMO	28 メモ 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	29 メモ 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	30 メモ 可燃・ビン 「他のごみ」と一緒に出してください。 資源ごみ専用袋に入れて お出し下さい。	8 戸別収集品目は原則収集日の 前日までに出してください。

※戸別収集された方へ 戸建て住宅に居住される場合は、収集開始日等を環境事業センターにご連絡ください。 藤沢市環境事業センター TEL.0466-87-3912

◆ごみ検索システムのホームページ

資源ごみの分け方・出し方
ごみ検索システム

藤沢市環境部環境事業センター
0466-87-3912

ごみと資源の出し方

品目を入力し「検索」をクリックしてください。

検索する品目名を入力
検索 | 破棄一覧 | クリア

2019年09月20日現在 835件の登録があります。

品目別分類表 (PDF版:1,140KB) はこちら

ごみと資源の収集曜日

ごみ収集のブロックを指定してください。

●住 所 ▼かなを選択 □自治会・町内会

バナー広告掲載について

環境像4

次の世代の中心となって 活躍する人が育つまち

環境目標4-1 環境教育の推進

市民・事業者・行政で、環境を意識した行動が
広がっていること



施策の方向性

現在、私たちが直面しているさまざまな環境問題を解決するためには、一人ひとりが、環境に対して関心を持ち、日々の生活と結びつけて考え、理解を深めることができるような状況や場づくりが重要です。

SDGs の 17 全ての目標の実現に寄与するものである持続可能な社会の担い手を育てる教育として、「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development、以下、ESD）」の推進が求められています。

持続可能な社会の担い手を育てるため、子どもから成人・高齢者に至るまでのあらゆる段階に応じて、環境について体系的に学べる仕組みや社会基盤を整えるとともに、各種の環境教育を行う中で、ESD の理念や方針を尊重した取組を進めます。

達成指標

指標項目	2020 年度 現状	2030 年度 目標
環境関連講座の実施	12 講座※1	25 講座
環境分野に関する体験学習会等への参加人数	2,666 人※2	6,000 人

※1 藤沢市における実績値。2020 年度（令和 2 年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年の半数程度に減少。2019 年度（令和元年度）の実績は 25 講座。

※2 藤沢市における実績値。2020 年度（令和 2 年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年の半数程度に減少。2019 年度（令和元年度）の実績は 5,525 人。

◆ごみ体験学習会



◆リサイクル体験学習



各主体の取組

【環境学習の機会の創出】

■市民

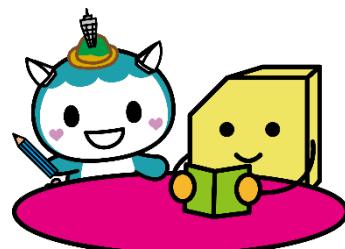
- 環境に関する学習に自主的に取り組むとともに、公民館や市民団体などが実施する環境関連講座や環境学習活動への参加に努めます。
- 家庭や地域を通して、子どもに対する環境学習を推進します。

■事業者

- 従業員に対する環境教育・環境学習を推進します。
- 環境に関する指導者の育成に努めます。
- 環境に配慮した企業経営に努めます。
- 環境に関する各種教育プログラムの提供に努めます。

■行政

- 学校教育における校内の環境整備や環境教育の推進について支援するとともに、教職員に向けた研修を実施します。
- 環境教育・環境学習や、環境保全実践活動に携わっている人材の活用に努めます。
- 子どもたちが環境についての理解を深め、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする「こどもエコクラブ*」の活動を支援します。
- 行政に携わる職員の環境意識の高揚を図るための研修などを実施します。
- 子どもを中心とした里山環境での観察会等の開催や支援、また、学校が進める生物多様性に関する取組を支援します。
- 各地区的公民館で、地域の特色を活かした環境に関する講座を開催することで、郷土愛の醸成や環境保全活動へ誘導します。
- 市民の環境についての関心を高めることを目的とした講座を実施するとともに、豊かな自然を体験する活動を通して青少年の健全育成を実施します。
- 小学生を対象とした「ごみ体験学習会」や、保育園児・幼稚園児を対象とした「キッズごみ体験学習」により、幼少期からのごみに関する知識の向上を図ります。
- 人権・環境・平和教育担当者会を通して、ESDの理念や方針を周知し、各学校における環境教育を推進します。
- 地域の環境リーダーを育成する活動などを推進します。
- ごみ処理施設や最終処分場の見学を通して、ごみの減量に対する意識の向上を図ります。



【環境情報の提供・共有化】

■市民

- 環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の「エコライフチェック」を活用して、省エネルギー・ごみの排出抑制などに関する知識を深めます。
- 「ふじさわ教育」などを活用して、地域の自然環境についての認識を深めます。

■事業者

- 環境情報の交流に係るネットワーク化を推進し、環境情報の積極的な収集・発信・共有に努めます。

■行政

- 市内に残された自然を理解し、保全していくために、「藤沢の自然調査員」が調査研究を実施し、「ふじさわ教育」を通して情報発信を実施します。
- 環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の「エコライフチェック」などを通じて、地域における環境情報の共有や市民の自発的な環境保全活動の啓発を実施します。

◆こどもエコクラブ「片瀬少年少女探検隊」活動風景



◆近隣大学生との意見交換会



環境目標4-2 各主体による環境保全・環境美化

市民・事業者・行政が協力して、さまざまな
環境保全・環境美化が展開されていること



施策の方向性

持続可能な社会を構築するためには、環境の保全、創造に向けて、さまざまな主体の力を活かし、協働・連携のもと、各主体が実際の行動に移すことが大切です。

本市では、2007年（平成19年）7月に「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」を施行し、市民団体とともに、たばこ・空き缶等のポイ捨て、落書き防止等の禁止行為に対する普及啓発・実践活動を行っており、市主催の「ゴミゼロクリーンキャンペーン」や「一日清掃デー」「ボランティア清掃」等には、毎年多くの市民や事業者等が参加をしています。今後も環境保全・環境美化への意識向上に向けて、地域活動の支援や啓発活動などの取組を進めます。

また、各主体が主体的に取り組むとともに協働・連携して取組を進めるため、市が自ら率先して環境保全活動に取り組みます。

達成指標

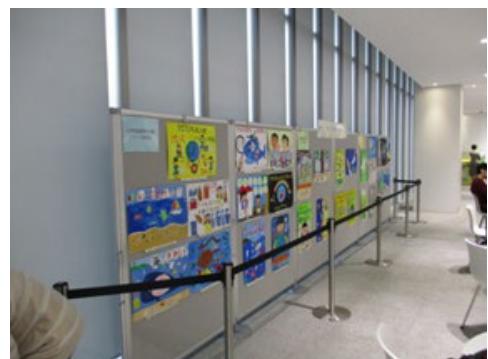
指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
環境美化活動への参加人数	—※	140,000人

※ 2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、環境美化活動を中止。2019年度（令和元年度）の実績は134,425人。

◆ふらりごみ拾い in 六会 2019



◆美化・リサイクル推進ポスター入選作品



各主体の取組

【環境保全活動の推進】

■市民

- 環境保全活動を推進するとともに、地域における活動への参加に努めます。

■事業者

- 環境マネジメントシステム*を導入するなど、環境に配慮した事業活動を促進するための制度や体制の整備に努めます。
- 事業活動における環境保全活動のための取組を積極的に推進します。
- 美しい藤沢の良さを来訪者に感じてもらえるように環境保全活動を実施します。
- 環境保全活動を推進するとともに、地域における活動への参加に努めます。

■行政

- 環境保全活動に積極的に取り組む団体・市民・事業者などの顕彰を実施します。
- 市民や各種団体などの環境保全活動を支援するとともに、活動の紹介や団体間の情報交換・交流が行われるような措置を講じ、団体などの自主的な活動を促進します。
- 環境啓発パンフレットなどによる環境情報の提供に努めるとともに、市民団体との意見交換及びネットワークづくりを推進します。

【環境美化活動の推進】

■市民

- 「ゴミゼロクリーンキャンペーン」や「一日清掃デー」に参加するなど、地域における環境美化活動の実践に努めます。
- ごみのポイ捨て防止など、環境美化に関するマナーを守ります。

■事業者

- 「ゴミゼロクリーンキャンペーン」や「一日清掃デー」に参加するなど、地域における環境美化活動を実践します。
- 美しい藤沢の良さを来訪者に感じてもらえるように環境美化活動を実施します。
- 環境保全・環境美化活動の取組の推進やイベントの開催等に努めます。

■行政

- 生活環境連絡協議会の取組を推進することで、市民の環境美化及び地球温暖化防止意識の高揚を図ります。
- 空き缶やたばこの吸い殻などの散乱ごみ、落書きを未然に防止するために、条例啓発キャンペーンや落書き消去を実施します。
- 地域活動の支援や啓発活動を推進することで環境美化への意識向上を図ります。
- 各地区の生活環境協議会が主体となって、市民・事業者等がボランティアで行う道路等の清掃を支援します。
- パトロールの実施による落書きの未然防止に努めます。
- 「ゴミゼロクリーンキャンペーン」や「一日清掃デー」を行うとともに、公益財団法人かながわ海岸美化財団の海岸清掃を促進することで、環境美化について意識啓発します。

環境像 5

環境にやさしく 地球環境の変化に適応したまち

藤沢市の温室効果ガス排出量の削減目標

2030 年度における温室効果ガス排出量を
2013 年度比で **46%** 削減

地球温暖化は自然環境や社会生活に多大な影響を与える喫緊の課題であり、一人ひとりが気候変動について把握し、対策を打てる最初で最後の世代だということを認識するとともに、行動することが大切です。

本市では、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し、市民・事業者・行政の行動を示すとともに、地球温暖化対策の「緩和策」と「適応策」を両輪として、対策を進めています。

また、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」及び 2021 年（令和 3 年）2 月に表明した「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で **46% 削減**」を目標としています。

環境像 5 は「藤沢市地球温暖化対策実行計画」と対応しており、各主体の詳細な取組については、同計画により、進行管理を行っています。



環境目標5-1 省エネルギー対策の推進

脱炭素型のライフスタイルや省エネ設備の導入
により、省エネルギー対策が進んでいること



施策の方向性

脱炭素社会の実現には、「気候危機」とも言われている地球温暖化への対策を強化しなければ将来、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まることを一人ひとりが理解し、自発的な地球温暖化対策の実践を行うとともに、脱炭素型ライフスタイルへ転換していくことが重要です。

そのため、省エネルギー行動の実践や省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え・サービスの利用、建築物の省エネルギー性能の向上などの脱炭素ライフスタイルへの転換を市が率先して行っていくことで、市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。

また、省エネ設備の導入促進に向けて、補助や融資制度などを実施していくとともに、国や県の補助金等についても情報提供を行います。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
家庭部門における一人当たりの電力使用量	1,731kWh/人 ^{※1}	1,340kWh/人
業務その他部門における延床面積 1m ² 当たりのエネルギー使用量	1,895MJ/m ² ^{※1}	1,077MJ/m ²
「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量（2013年度（平成25年度）の温室効果ガス排出量：52,288t-CO ₂ ）	39,671t-CO ₂ ^{※2}	23,216t-CO ₂

※1 統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2018年度（平成30年度）の値を現状値として記載。

※2 藤沢市実績値より算定。

◆ふじさわエコライフハンドブック 2020（概要版）の表面



新たな「藤沢市環境保全職員率先実行計画」において、算定方法等の精査を実施中

各主体の取組

【市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルの促進】

■市民

- 必要な時以外は照明や家電などの電源は切り、省エネを行います。
- 家電等の負荷を低減するために、定期清掃等を実施します。
- 季節等に応じて適切に使用することで、家電等の負荷低減による省エネを行います。

■事業者

- 照明や空調等の設備は必要な時のみ使用を行います。
- 設備の負荷低減を図るために、清掃や点検を定期的に実施します。
- 季節等に応じて適切に使用することで、設備の負荷低減による省エネを行います。

■行政

- 市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルの実践に向けて、COOL CHOICE*等による省エネ行動の普及促進や省エネ講座等への専門的な講師の派遣などについて支援するとともに、市が脱炭素型ライフスタイルを率先して実践していくことで、普及促進します。

【協働・連携による脱炭素型ライフスタイルの促進】

■行政

- 市民団体や近隣大学、近隣自治体と連携した地球温暖化対策を推進するとともに、エコポイント*を含む多分野にわたる総合的なポイント制度の構築に向けて調査・研究を推進します。

【省エネ設備等の導入促進】

■市民

- 住居などへの省エネ設備の積極的な導入及び活用に努めます。
- 住宅のZEH*化に努めます。

■事業者

- ESCO事業*等を活用し、省エネ改修に努めます。
- 省エネ設備の積極的な導入及び活用に努めます。
- 建物のZEB*化に努めます。

■行政

- 省エネ設備の導入促進に向けて、補助制度などについて情報提供するとともに、融資制度や利子補給制度などを実施します。

環境目標5-2 エネルギーの地産地消

再生可能エネルギーの活用により、
エネルギーの地産地消が実現されていること



施策の方向性

これまでのエネルギー供給体制は、電力を始めとする二次エネルギーの製造に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化等の環境への影響や、安全・安定なエネルギー供給の災害に対する脆弱性、さらに原油等のエネルギー資源を外国に依存していることによる貿易収支の悪化など、さまざまな課題を抱えています。これらの解決のため、地域に合わせた再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消などの自立・分散型エネルギー社会の構築が必要です。

本市では、2015年（平成27年）2月に「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を策定し、再生可能エネルギーの普及とエネルギーの地産地消の推進に取り組んできました。今後は、同計画を「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に統合し、再生可能エネルギーの導入や未利用熱の活用などにより、エネルギーの地産地消を進めます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
太陽光発電システム補助件数（累計）	2,767件※1	4,117件
太陽光発電システム補助による導入容量 (累計)	10,889kW※1	16,208kW
再生可能エネルギー導入容量（累計）	48,141kW※2	115,254kW※3

※1 藤沢市における実績値。

※2 FIT制度における藤沢市域の導入容量。

※3 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」32ページの太陽光発電システムの目標導入容量から2021年度（令和3年度）以降の導入容量を算定して設定。

◆藤沢市民病院に導入した太陽光発電システム



◆藤沢市役所屋上の集光器



各主体の取組

【エネルギーの地産地消の推進】

■市民

- 太陽光発電システムや太陽熱などの再生可能エネルギーの導入に努めます。

■事業者

- 太陽光発電システムや太陽熱などの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 工場などから排出される未利用エネルギー資源を有効活用します。

■行政

- 市域における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、発電した電力を効率的に市域で活用できるように蓄電池*の導入等についても支援による普及を促進します。

【自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり】

■市民

- 温室効果ガス排出量の少ない電力や燃料の選択に努めます。

■事業者

- 温室効果ガス排出量の少ない電力や燃料の選択に努めます。
- PPA*事業など、再生可能エネルギーの導入を促進する事業を検討します。

■行政

- 自立・分散型エネルギー社会の形成に向けて、他自治体との広域連携や、PPA事業などの新たな仕組みづくりを検討します。

◆蒸気タービン＆発電機



環境目標5-3 環境にやさしい都市システムの構築

環境への負荷を低減した都市システムにより、
脱炭素社会が実現されていること



施策の方向性

環境への負荷を低減し、脱炭素社会を実現するためには、市民・事業者・行政それぞれが環境にやさしい行動をすることに加え、公共交通機関の充実や都市機能が集約したコンパクトなまちづくり、再生可能エネルギーを効率的に使用する都市システムなど、総合的なまちづくりが求められます。

そのため、環境にやさしい都市システムの構築に向けて、環境への負荷が少ない交通システムや次世代自動車を最大限に活用したまちづくりを進めます。

また、大気中の温室効果ガスの吸収源を確保していくことも重要であるため、森林の保全や市街地の緑化を進めていくとともに、農地の保全や地産地消の推進に向けた取組も進めます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
自転車専用通行帯の整備距離	3.6km ^{※1}	9.0km
市域の緑地確保（再掲）	25.1% ^{※1}	29.0%
市民一人当たりの都市公園の面積（再掲）	5.33m ² ^{※1}	9.0m ²
有機農業の取組面積（再掲）	19.7ha ^{※2}	81.8ha ^{※3}

※1 藤沢市における実績値。

※2 藤沢市における推計値。

※3 2050年（令和32年）に220haとするため、2022年度（令和4年度）以降、1年当たり6.9ha拡大していく必要があるとして目標値を算定。

◆公用電気自動車



新たな「藤沢市都市農業振興基本計画」において、算定方法等の精査を実施中

各主体の取組

【環境にやさしい移動手段の促進】

■市民

- 公共交通機関や自転車、徒歩の環境にやさしい移動手段を積極的に利用します。
- 車を買い替える際には、次世代自動車の導入に努めます。
- 自動車に乗る時は、エコドライブに努めます。

■事業者

- ノーカーデーの実施などにより、公共交通機関や自転車、徒歩の積極的な利用に努めます。
- 社有車の入れ替えの際には、次世代自動車の導入に努めます。
- 自動車に乗る時は、エコドライブに努めます。

■行政

- 環境にやさしい移動手段の促進に向けて、公共交通機関や自転車などの利用を促すモビリティ・マネジメントを推進するとともに、次世代自動車の導入促進に向けた取組を実施します。

【緑化の推進】

■市民

- 住宅のベランダや庭の緑化に努めます。

■事業者

- 事業所の屋上や壁面などの緑化に努めます。

■行政

- 脱炭素社会の実現のためには、大気中の温室効果ガスの吸収源が重要となるため、森林の保全や市街地の緑の保全・創出を推進するとともに、ヒートアイランド*対策を実施します。

【農地の保全】

■市民

- 食品を購入する際には、地元で生産された食材を購入するように努めます。



■事業者

- 地元で生産された食材を利用した商品の製造を検討します。
- 化学肥料、農薬などの使用を控え、環境への負荷を軽減した農業に努めます。

■行政

- 温室効果ガスを吸収する機能や雨水を一時的に貯留する機能など多面的な機能を有する農地の保全に向けた取組を推進するとともに、地産地消を推進します。

環境目標5-4 循環型社会の形成

廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理が進み、
循環型社会が形成されていること



施策の方向性

廃棄物の焼却や排水の処理を行うと二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素が発生するため、廃棄物の発生・排出抑制や適正処理による廃棄物の減量化、排水処理における負荷を低減することが重要です。

廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量は、廃棄物の中に含まれるプラスチックごみの焼却による排出が主であるため、廃棄物の減量化を進めるとともに、プラスチックごみの削減に向けた取組についても進めます。

また、中水*を処理することで発生する温室効果ガス排出量の削減に向けて、雨水貯留槽の設置の支援などにも取り組みます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (再掲)	654g/人・日 ^{※1}	612g/人・日
一般廃棄物の資源化率(再掲)	33.7% ^{※2}	35%
灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率(再掲)	25.8% ^{※3}	25%

※1 藤沢市における実績値。

※2 藤沢市における実績値。前「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における「2026年度（令和8年度）までに32.5%以上にする」目標値は本市の施設で資源化できない処理困難物を含めた資源化率。

※3 藤沢市における実績値。前「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における「2026年度（令和8年度）までに24.1%以上にする」目標値は本市の施設で資源化できない処理困難物を含めた資源化率。

◆藤沢市ごみ分別アプリ



新たな「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」において、算定方法等の精査を実施中のため暫定値

◆雨水貯留槽設置例



各主体の取組

【ごみの減量化・再資源化の推進】

■市民

- 再使用・再利用が可能な用品の購入など、リユース・リサイクルを推進します。
- 不要品交換情報やフリーマーケットなどを活用し、モノの再利用に努めます。
- 修理や修繕により、製品の長期間の使用に努めます。
- ごみの分別を徹底し、資源の再使用・再生利用に努めます。
- マイバッグやマイボトルの活用等によるプラスチック製品の購入や使用の自粛に努めます。
- 食べ物を残さないことや食材を無駄にしない調理を行うなど、食品ロス削減に努めます。

■事業者

- ごみの分別や適正処理を実施します。
- マイボトルの活用や簡易包装の推進等により、プラスチック使用量の削減に努めます。
- 修理や修繕により、製品の長期間の使用に努めます。
- 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品を製造・販売するとともに、リターナブル容器*の利用や使い捨て容器の使用抑制に努めます。
- 環境負荷の少ない製品の購入・使用や製造・販売に努めます。
- 修理・修繕体制や自主回収システムの整備を検討します。
- 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に努めます。

■行政

- ごみ処理有料化や資源品目別戸別収集制度などによるごみの減量化・再資源化を推進するとともに、マイバッグやマイボトルなどの活用の促進、食品ロスの削減を進めます。

【循環型社会形成への意識の醸成】

■市民

- 廃棄物に関する講座や学習活動への参加に努めます。

■事業者

- 廃棄物に関する研修会や勉強会の開催による普及啓発に努めます。

■行政

- 「ごみ体験学習会」や市民・生活環境協議会等と協働で実施する清掃活動を通じた環境意識の向上を図ることで、循環型社会の形成に向けた意識の醸成を図ります。

【雨水の利活用】

■市民

- 雨水貯留槽を設置するなど、雨水の有効活用に努めます。

■事業者

- 雨水貯留槽を設置するなど、雨水の有効活用に努めます。

■行政

- 雨水貯留槽の設置を促進し、中水の代わりに雨水を使用して散水やトイレの洗浄水などに利用することで、中水を処理する際に発生する温室効果ガス排出量の削減を図ります。

環境目標5-5 気候変動への適応

地球温暖化に伴う影響を評価・低減し、
気候変動に適応していること



施策の方向性

地球温暖化による影響はすでに多方面に現れており、地方自治体においては地域レベルでの気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、地域ごとの影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、総合的かつ計画的な取組を推進することが求められています。本市でも、地球温暖化がもたらす、現在及び将来の気候変動の影響に対応する「適応策」に取り組んでいく必要があります。

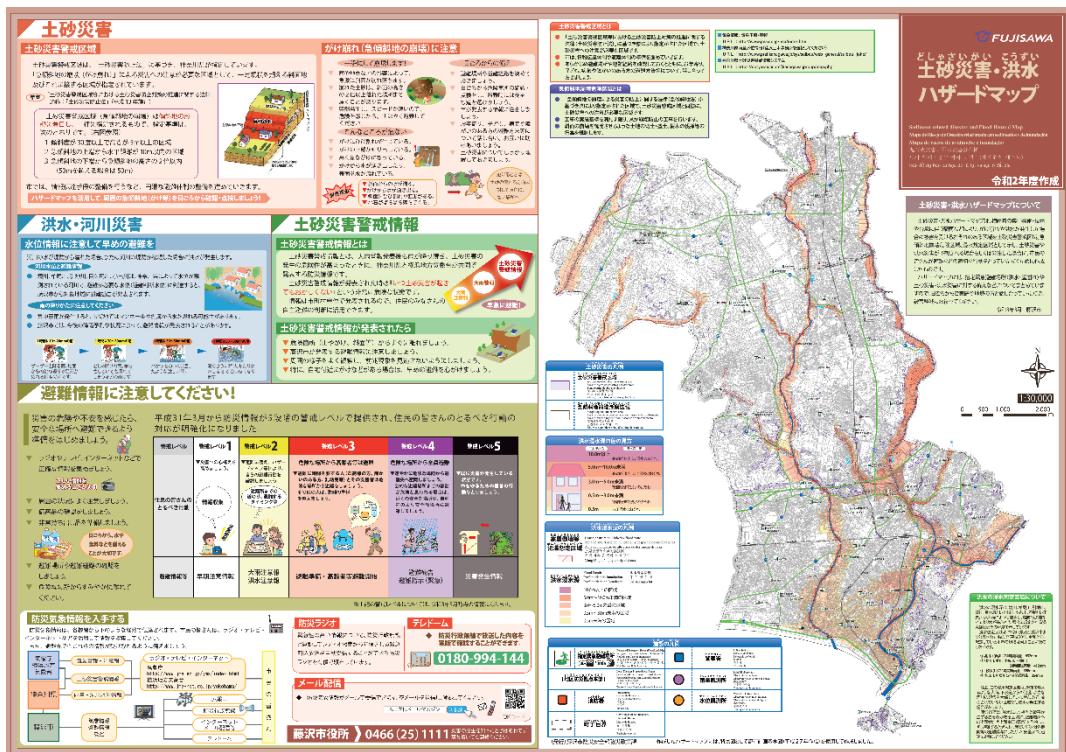
近年、気温の上昇や局地的な豪雨の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスク、災害リスクの増加が懸念されており、幅広くさまざまな部門の担当課等と連携して「適応策」を進めるとともに、市民・事業者への適切な情報提供と普及啓発により、適応への取組が行われるように対策を講じます。

達成指標

指標項目	2020年度 現状	2030年度 目標
熱中症搬送者数	132件※	減少
自主防災組織の数	467団体※	増加

※ 藤沢市における実績値。

◆土砂災害・洪水ハザードマップ



各主体の取組

【気候変動への適応策】

■市民

- 見慣れない生物の発見や身近な生物季節*の変化などの生態系の変化について、市へ情報提供を実施します。
- 災害情報の収集や災害発生時の行動確認などの備えを行います。
- 行政等からの情報に注意し、熱中症・感染症の予防に努めます。
- 緑のカーテン、打ち水、住宅の断熱化など、住まいを涼しくする工夫をします。
- 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、自分のこととして把握します。

■事業者

- 高温耐性品種の検討や作付け時期の調整、日よけの設置などの対策を実施します。
- 自社の井戸などの水質調査結果などを提供・公開します。
- 見慣れない生物の発見や身近な生物季節の変化などの生態系の変化について、市へ情報提供を実施します。
- 自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木などが起こらないよう、日ごろから点検などを実施します。
- 行政等からの情報に注意し、事業活動中の熱中症・感染症の予防に努めます。
- 屋上や壁面の緑化、建物の断熱化、まちなかのクールスポット創出などのヒートアイランド対策を推進します。
- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての「適応策」を検討します。

■行政

- 気候変動による農水産業への影響について、事業者を支援するとともに、防災空間としての機能を発揮するための整備を推進します。
- 気候変動による水環境・水資源への影響を把握するために、河川・海・地下水の水質調査を実施するとともに、最新の知見についても情報収集を実施します。
- 定期的・継続的に調査を実施し、藤沢市の自然環境の実態について把握するとともに、外来生物や病害虫などへの対策を講じます。
- 気候変動の影響により、台風の大型化や局所的な大雨などによる自然災害が増加しているため、土砂災害や洪水被害への防災・減災対策を実施します。
- 気温の上昇に伴い、熱中症のリスクが高まっているため、熱中症対策ガイドラインなどによる対策を推進するとともに、感染症の発生リスクについて情報を収集し、対策を実施します。
- 気候変動による産業・経済活動への影響の把握に努め、関係団体と協働で地域特性を踏まえた適応策を講じます。
- 市域の強靭化を図るために、防災中枢機能を果たす施設・設備等における災害対策を実施するとともに、ヒートアイランド対策を推進します。
- 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集等を行うための拠点となる気候変動適応センターの設置を検討します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

市民・事業者・行政の協働と連携により本計画の推進を図るとともに、そのためのさまざまな参加の機会を設け、各主体が一体となった推進を図ります。

■藤沢市環境審議会

市民・事業者・学識経験者などで構成される「藤沢市環境審議会」において、本計画及び環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項を諮り、施策を総合的かつ計画的に推進します。

■藤沢市地球温暖化対策地域協議会

市民・事業者・行政が協力して、地域から地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動を推進するため設立した「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」の協力のもと、本計画の「環境像5 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち」の達成に向けた「緩和策」及び「適応策」の推進を図ります。

■藤沢市地球温暖化対策研究会

企業・学識経験者・行政で構成する「藤沢市地球温暖化対策研究会」において、藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業と行政が抱える課題や考え方などを共有しながら脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の調査・研究などを進めます。

■藤沢市環境政策推進会議

本計画に掲げた施策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、行政の内部に「藤沢市環境政策推進会議」を設置し、取組を進めます。

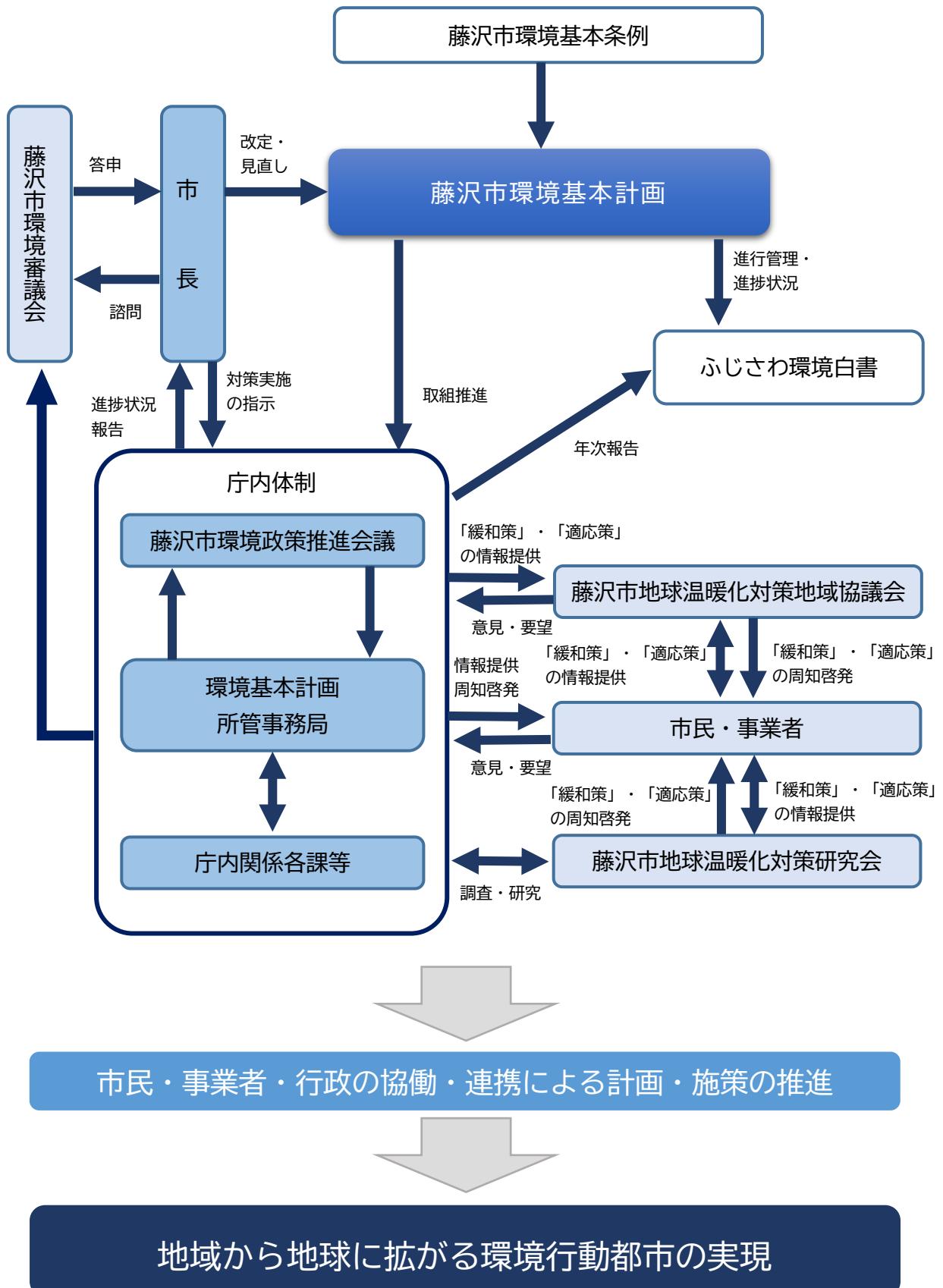
■市民・事業者

本計画の推進のためには、市民・事業者の協力が不可欠であるため、環境問題について情報提供及び周知啓発を行うことにより、環境意識の醸成を図り、共に環境に配慮した行動を実践していきます。

■国・県・近隣自治体

河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や県との連携、市域を超えた近隣自治体との連携を図り、今後も広域的な視点に立って効果的な施策を開拓していきます。

◆推進体制図



2 計画の進行管理

市民・事業者・行政の協働と連携により本計画の推進を図るとともに、本計画に基づく施策の進捗状況や、本市の環境の現況などについて、年次報告書「ふじさわ環境白書」を毎年作成し、「藤沢市環境審議会」に報告するとともに、一般に公表し広く意見を求め、それらの意見を翌年度以降の個別施策等の参考とします。

この計画の達成指標の達成状況等について、毎年度、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Actionという事業活動の「計画」「実施」「効果検証」「見直し」の循環）に基づく進行管理を行います。

また、本計画は、2030年度（令和12年度）までを計画期間としていますが、社会情勢の変化や市の政策等の状況を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。



資料編

- 1 藤沢市環境基本条例
- 2 計画改定の体制及び経過
- 3 アンケート調査結果
- 4 関連する計画
- 5 計画と SDGs の目標との関係
- 6 用語集

資料編

1 藤沢市環境基本条例

制定 1996 年（平成 8 年）9 月 20 日

藤沢市条例第 16 号

改正 2000 年（平成 12 年）3 月 30 日

藤沢市条例第 44 号

私たちのまち藤沢は、豊かな緑、美しい湘南の海などの素晴らしい自然環境と温暖な気候に恵まれ、歴史と地域の特性を生かしながら、ここに生活する人の参加と努力により今日まで商工業、農業、観光、文教、住宅など多様な性格を持つ調和のとれた都市として目覚ましい発展を続けてきた。

しかしながら、これまでの都市の発展の中で、人口の増加、産業の拡大、生活における便利さと豊かさの追求などによる資源及びエネルギーの大量消費や緑と自然の減少をもたらし、また、廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面している。

さらに、今日の環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球的規模の環境までに及び、私たちの生活の基盤である地球自体の環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、私たちの誰もが、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を見直すとともに、市、事業者、市民などすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちすべての共有財産である藤沢の環境の保全及び創造並びに人と自然との共生を図り、持続的な発展が可能な社会の構築と地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を市民参加の下に総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関し、市の区域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際して、環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他のこの市に滞在する者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策

(市の基本施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷戸等の適正な保全及び地域に応じた自然植生による緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。
- (3) 海岸、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。
- (4) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の実現を図ること。
- (5) 地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発行為が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市の形成を推進すること。
- (6) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、環境の美化を推進すること。
- (7) 廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。
- (8) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、及び地球環境の保全を図ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等のために必要であると市長が認める施策

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向及び配慮の方針その他良好な環境の保全等のために必要な事項について定めるものとする。

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第21条に規定する藤沢市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(年次報告)

- 第 11 条 市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 4 章 効果的推進のための施策

(規制の措置)

- 第 12 条 市は、環境の保全等に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

(経済的措置)

- 第 13 条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全等に関する活動をすることとなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷その他の環境の保全等に係る支障を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動をしないこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、それらの活動を行う者に対して経済的な負担を課すための措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習)

- 第 14 条 市は、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じなければならない。

(自発的活動の支援)

- 第 15 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(市民等の意見の反映)

- 第 16 条 市は、環境の保全等に関する施策について事業者及び市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供及び公開)

第17条 市は、環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他環境の保全等に關し必要な事項の調査及び研究を実施するよう努めなければならない。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 藤沢市環境審議会

(環境審議会)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、藤沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

(平成12条例44・一部改正) 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(藤沢市生活環境確保に関する基本条例の廃止)

2 藤沢市生活環境確保に関する基本条例（昭和46年藤沢市条例第21号）は、廃止する。

(藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例の一部改正)

3 藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例（昭和46年藤沢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則（平成12年条例第44号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

5 この条例の施行の日の前日において藤沢市環境審議会の委員である者のうち第4条の規定による改正前の藤沢市環境基本条例第21条第4項第4号に掲げる者の中から任命された者については、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 計画改定の体制及び経過

(1) 第13期藤沢市環境審議会委員

任期：2020年（令和2年）11月1日～2022年（令和4年）10月31日

氏名	選出区分	選出母体・役職等
橋詰 博樹【会長】	学識経験者	多摩大学グローバルスタディーズ学部 特任教授
山森 良一【副会長】	学識経験者	弁護士
青木 正美	市民	公募
池尻 あき子	学識経験者	(株) プレック研究所 環境計画部門専門次長
宇郷 良介	学識経験者	湘南工科大学工学部 教授
大石 憲子	事業者等	藤沢商工会議所 議員
鬼塚 健自	事業者等	湘南地域連合 議長代行（湘南教職員組合 執行委員長）
金子 昌代	市民	公募
笛子 良紀	学識経験者	藤沢市獣医師会 監事
杉下 由輝	市民	藤沢市みどりいっぱい市民の会 会長
妹尾 紗智	市民	公募
田中 美乃里	市民	公募
長坂 貞郎	学識経験者	日本大学生物資源科学部 教授
林 武人	事業者等	さがみ農業協同組合 藤沢地区運営副委員長
廣崎 芳次	学識経験者	神奈川県自然保護協会 理事
藤法 淑子	市民	公募
最上 重夫	事業者等	一般社団法人藤沢市商店会連合会 副理事長
森外 葉子	市民	公募
吉田 紀行	市民	藤沢市生活環境連絡協議会 副会長
吉崎 仁志※1	学識経験者	慶應義塾大学環境情報学部 准教授
塚原 沙智子※2	学識経験者	慶應義塾大学環境情報学部 准教授

※1：2021年（令和3年）3月31日まで

※2：2021年（令和3年）5月10日から

(2) 藤沢市環境政策推進会議

役職	構成員
委員長	副市長（担当）
副委員長	副市長
専門委員	環境部長
	生涯学習部長
	都市整備部長
	教育部長
	議会事務局長
委員	総務部長
	企画政策部長
	財務部長
	防災安全部長
	市民自治部長
	福祉部長
	健康医療部長
	保健所長
	子ども青少年部長
	経済部長
	計画建築部長
	道路河川部長
	下水道部長
	市民病院事務局長
	消防局長
	監査事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	農業委員会事務局長

(3) 庁内検討会議

部名	課名
総務部	職員課
企画政策部	企画政策課
財務部	契約課
	管財課
防災安全部	防災政策課
	危機管理課
市民自治部	市民自治推進課
	市民相談情報課
生涯学習部	生涯学習総務課
	郷土歴史課
健康医療部	生活衛生課
子ども青少年部	保育課
環境部	環境総務課
	環境保全課
	環境事業センター
	北部環境事業所
経済部	石名坂環境事業所
	産業労働課
	観光課
	農業水産課
	建設総務課
	都市計画課
	街なみ景観課
	開発業務課
	建築指導課
	公共建築課
	公園課
	みどり保全課
	西北部総合整備事務所
	道路河川総務課
	河川水路課
	道路整備課
	道路維持課
	下水道総務課
	下水道施設課
	教育総務課
	教育指導課
	教育指導課 (教育文化センター)
	学校給食課
	学校施設課

事務局	
環境部	環境総務課 総務・温暖化対策担当

(4) 計画改定の経過

開催日等	会議等	内容
2021年（令和3年） 1月 28日	第2回藤沢市環境審議会	諮問
4月 23日	第1回藤沢市地球温暖化対策研究会	計画改定の概要について 改定スケジュールについて
4月 27日	第3回藤沢市環境審議会	計画改定の概要について 改定スケジュールについて
5月 22日～ 6月 11日	アンケート調査	市民アンケート調査（3,000人） 事業者アンケート調査（500事業所）
6月 1日	第1回庁内検討会議	計画改定について
7月 13日	第4回藤沢市環境審議会	アンケート調査結果について 第1次素案について
8月 12日	第2回藤沢市地球温暖化対策研究会	事業者調査結果について 第1次素案について
8月 20日	第2回庁内検討会議	第2次素案について
9月 15日	第5回藤沢市環境審議会	第2次素案について
10月 12日	藤沢市地球温暖化対策地域協議会 10月定例会議	計画改定について
11月 9日	藤沢市地球温暖化対策地域協議会 11月定例会議	計画改定について
10月 14日～ 11月 12日	パブリックコメント実施	素案について
11月 30日	第3回庁内検討会議	素案について
12月 2日	市議会定例会	計画改定について（中間報告）
12月 14日	藤沢市地球温暖化対策地域協議会 12月定例会議	計画改定について
12月 21日	第6回藤沢市環境審議会	パブリックコメント実施結果について 最終案について

3 アンケート調査結果

(1) 調査目的

新たな「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を改定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、市民・事業者の環境に対する意識を把握し、本市の総合環境像や施策について反映することを目的としました。

(2) 調査概要

市民 3,000 人

事業者 500 事業所

【抽出方法】

市民：各年代及び地域ごとの人口より、選定者数を按分することで極端な偏りが出ないように対応し、市民 3,000 人を対象に選定しました。

事業者：産業分類ごとの企業数より、選定事業者数を按分することで極端な偏りが出ないように対応し、市内事業者 500 事業所を対象に選定しました。

調査概要

	市民	事業者
調査対象	市内に在住する 満 18 歳以上の男女 (3,000 人)	市内の事業者 (500 事業所)
実施方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査法及び Web 調査	
調査期間	2021 年 5 月 22 日 (土) ~ 6 月 11 日 (金)	
回 収 率	51.4% (1,543 人 / 3,000 人)	42.8% (事業所 214 / 500 事業所)

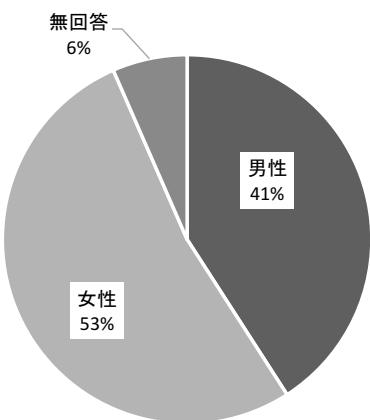
(3) 調査票の設計

- ・2016 年度（平成 28 年度）に実施されたアンケート調査結果と比較し、市民・事業者における環境に関する意識・意向、取組実態等の変化を把握しました。
- ・藤沢市に関連する気候変動などの新たな動向について設問に盛り込みました。
- ・藤沢市における気候変動影響評価を行うため、現在及び将来における気候変動についての内容を盛り込みました。

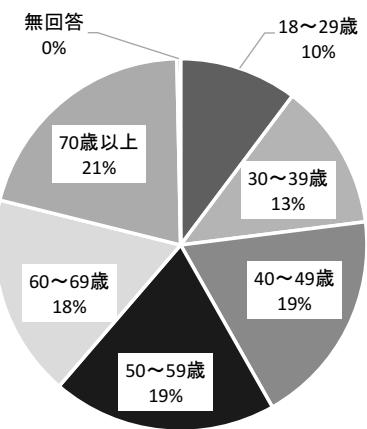
(4) 調査結果（市民編）

問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。

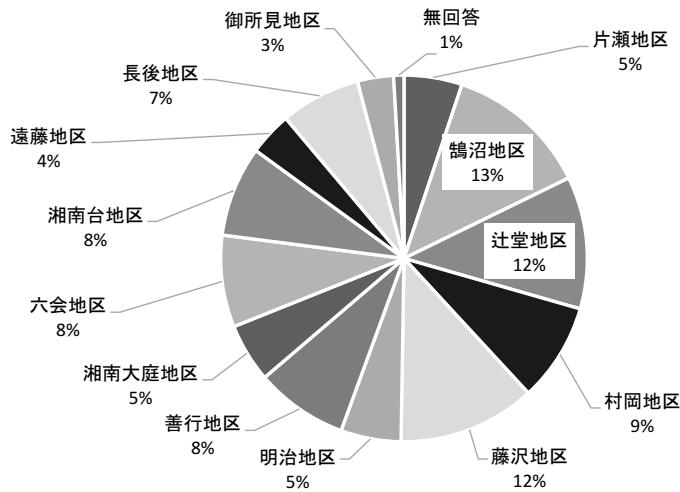
【性別】



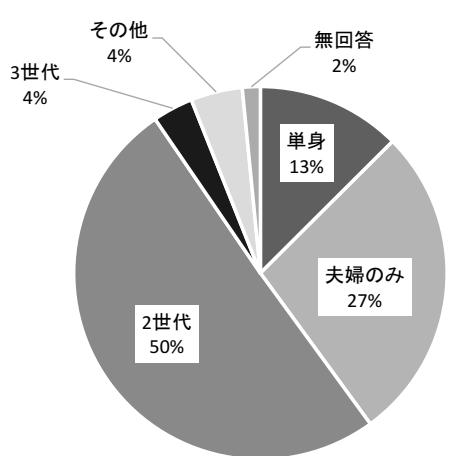
【年齢】



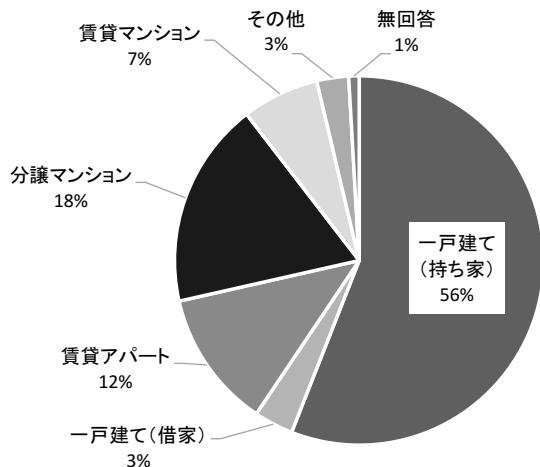
【居住地区】



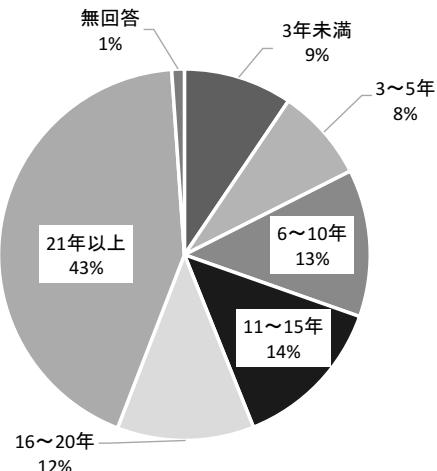
【家族構成】



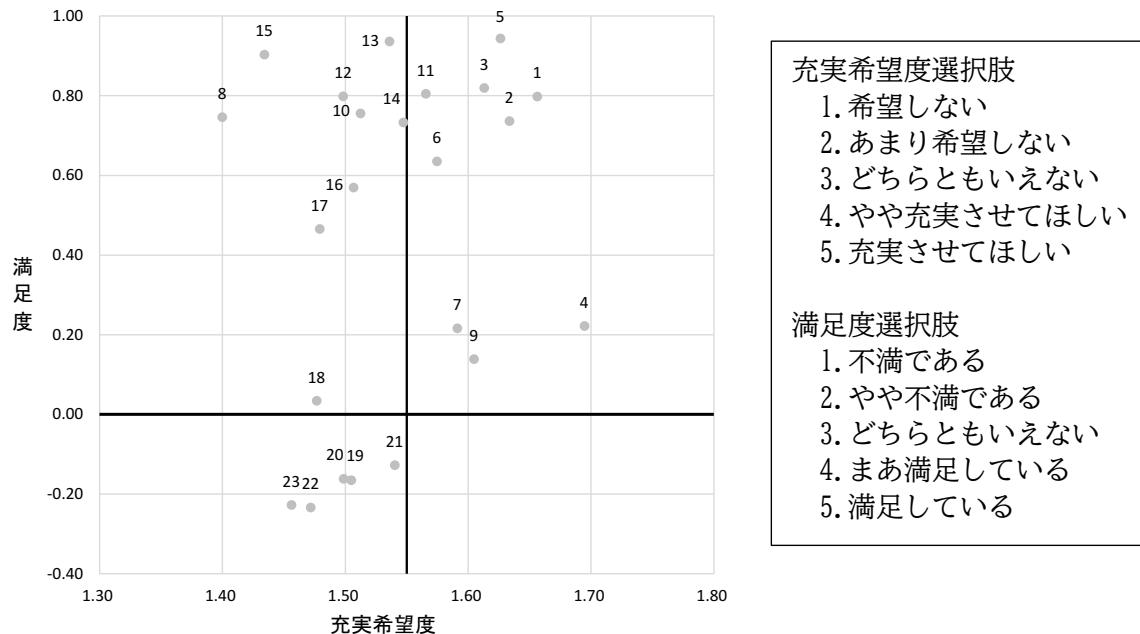
【居住形態】



【居住年数】



問2 藤沢市の環境に関する各項目について充実希望度・現時点の満足度についてお尋ねします。

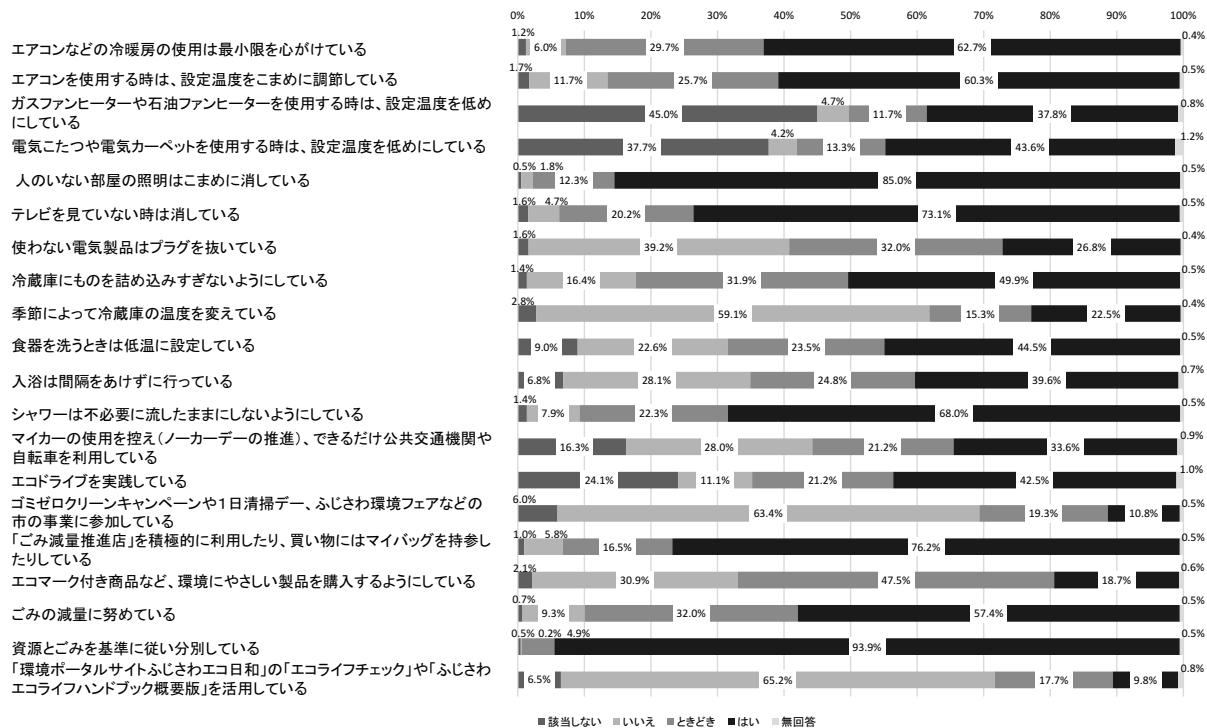


番号	項目	充実希望度	満足度
1	大気汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな空気が確保されている	1.66	0.80
2	土壤汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな土や地下水が確保されている	1.63	0.74
3	豊かな自然環境の保全に向けて、身近な緑が保全・再生されている	1.61	0.82
4	水質汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな川や海が確保されている	1.69	0.22
5	放射性物質による環境汚染がなく、生活環境が保全されている	1.63	0.94
6	廃棄物の発生抑制及び減量・資源化が推進され、循環型社会が形成されている	1.57	0.64
7	家庭における食品ロスや、事業者における食品廃棄物の削減が推進されている	1.59	0.22
8	エコバッグの活用や過剰梱包の防止など、プラスチックごみの削減に向けた取組が定着している	1.40	0.75
9	騒音・振動・悪臭の防止に向けた取組が推進され、快適な生活環境が確保されている	1.60	0.14
10	公園や緑地など新たに緑が創出され、潤いのある生活環境が確保されている	1.51	0.76
11	藤沢ならではの景観を保全するとともに、良好な景観が形成されている	1.57	0.80
12	安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されている	1.50	0.80
13	水と緑が調和した自然空間があり、四季折々の自然環境が形成されている	1.54	0.94
14	多様な生物の生息・生育環境の保全のため、今ある自然環境への配慮が十分なされ、都市環境・居住環境と豊かな自然とが調和している	1.55	0.73
15	文化財や優れた歴史的な遺産が適切に保全されている	1.43	0.90
16	学校や地域、事業所などあらゆる社会の中で、環境教育・環境学習が推進され、環境を意識した行動が広がっている	1.51	0.57
17	より多くの市民・事業者が環境への関心と意識を高く持つことで、さまざまな環境保全活動と環境美化活動が展開されている	1.48	0.47
18	地球温暖化対策について、市民・事業者・行政の力を活かした地域からの行動が進められている	1.48	0.03
19	環境に優しい都市システムによる脱炭素社会が創造されている	1.50	-0.17
20	エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメントが行われている	1.50	-0.16
21	環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている	1.54	-0.13
22	市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されている	1.47	-0.23
23	地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている	1.46	-0.23

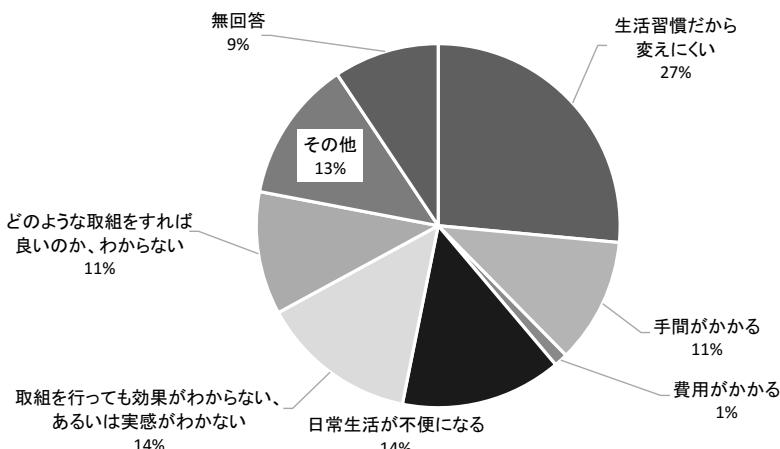
充実希望度：希望しない=-2、あまり希望しない=-1、やや充実させてほしい=+1、充実させてほしい=+2

満足度：不満である=-2、やや不満である=-1、まあ満足している=+1、満足している=+2として平均値を算定

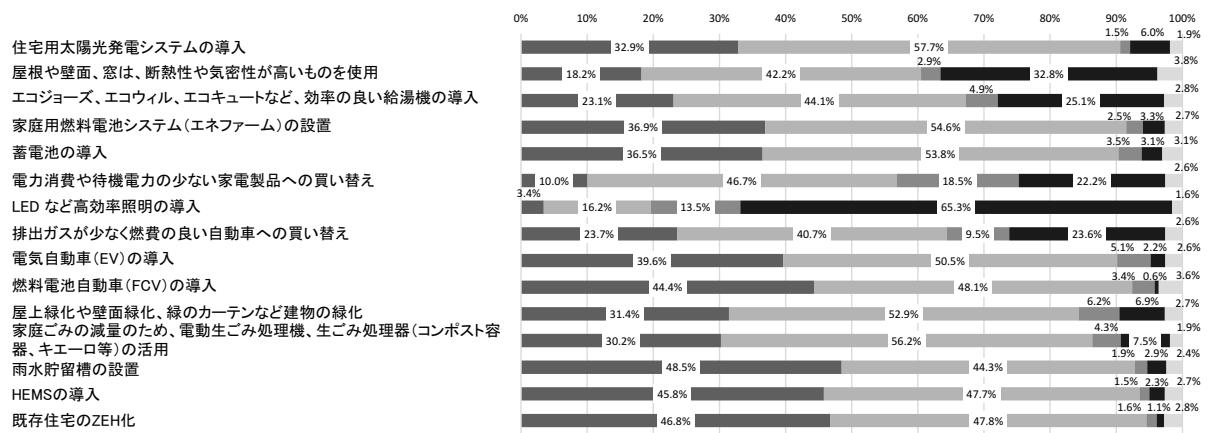
問3 節電や省エネ行動として望まれる次の各行動についてお尋ねします。



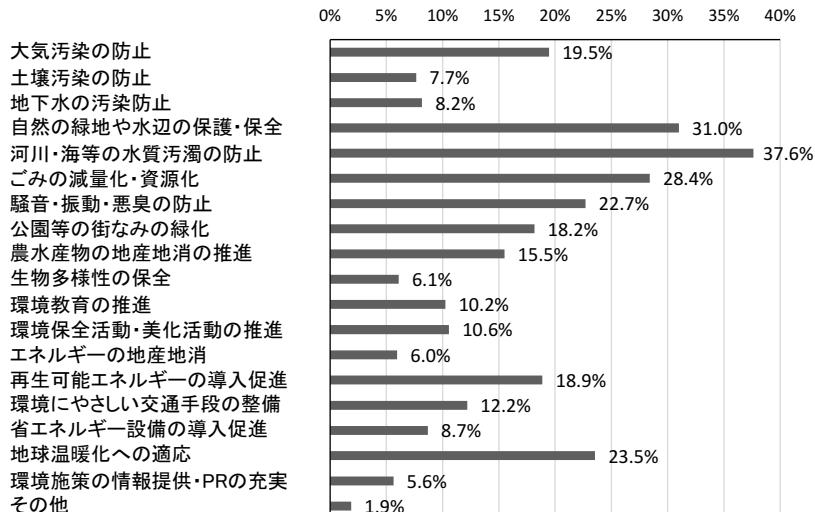
問4 節電や省エネ行動に取り組めていない理由についてお尋ねします。



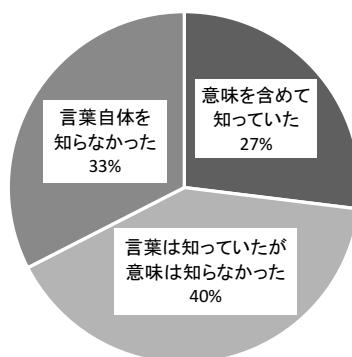
問5 省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況についてお尋ねします。



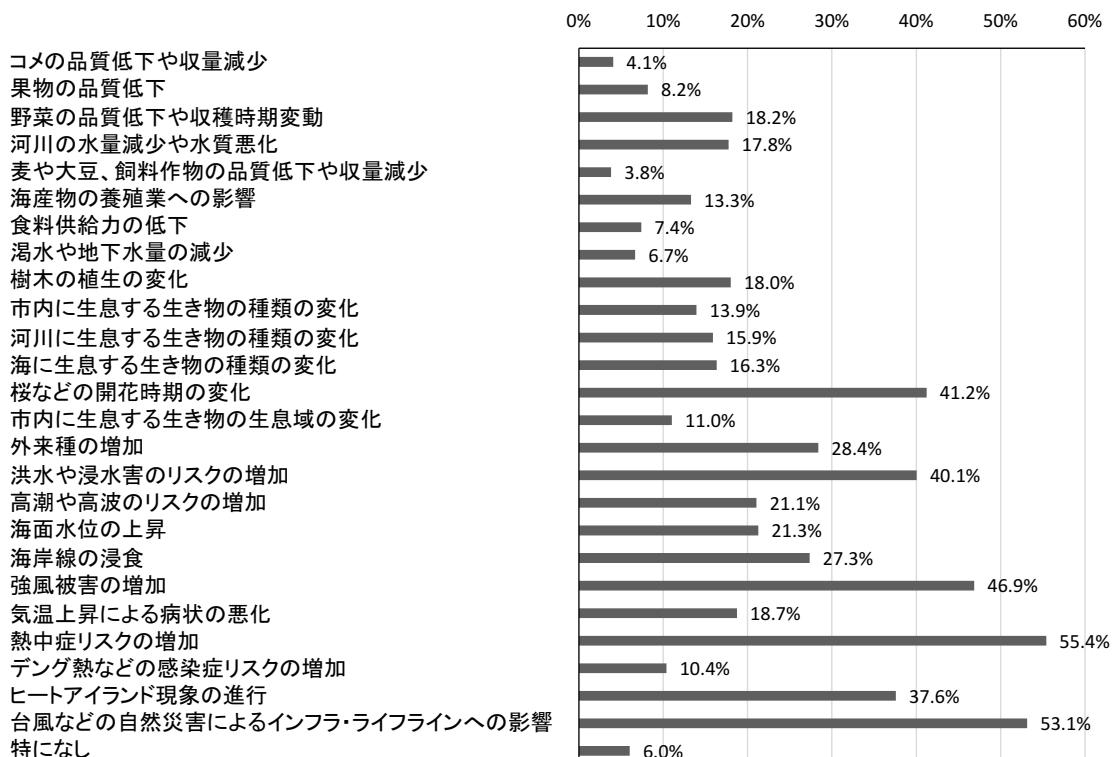
問6 行政が、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えですか。



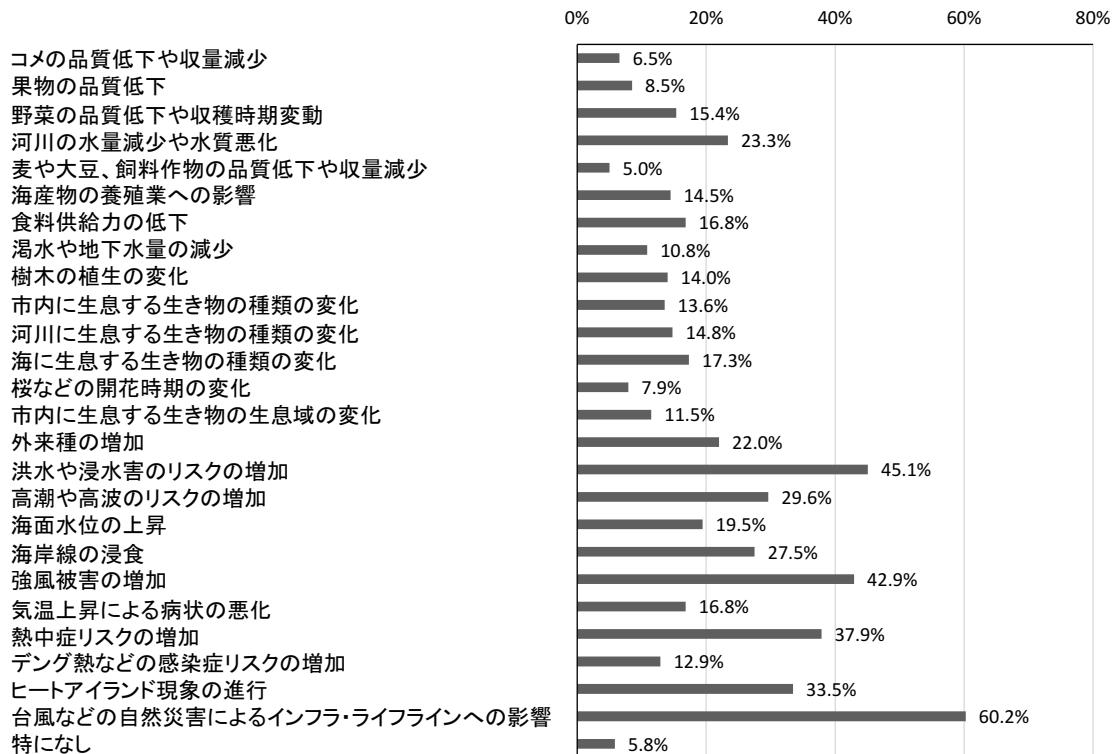
問7 気候変動の影響への「適応」についてお尋ねします。



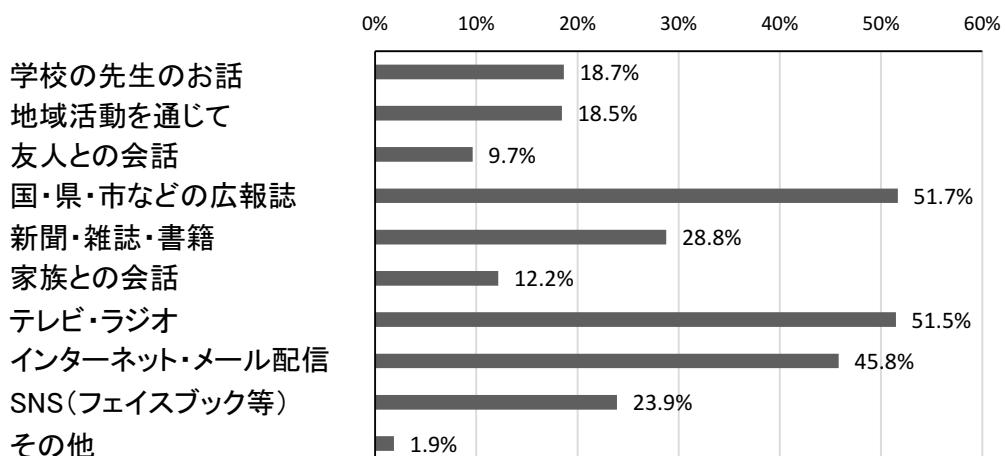
問8 藤沢市において既に温暖化の影響を受けていると感じるものについてお尋ねします。



問9 藤沢市で今後、重点的に対策していくべき事項についてお尋ねします。



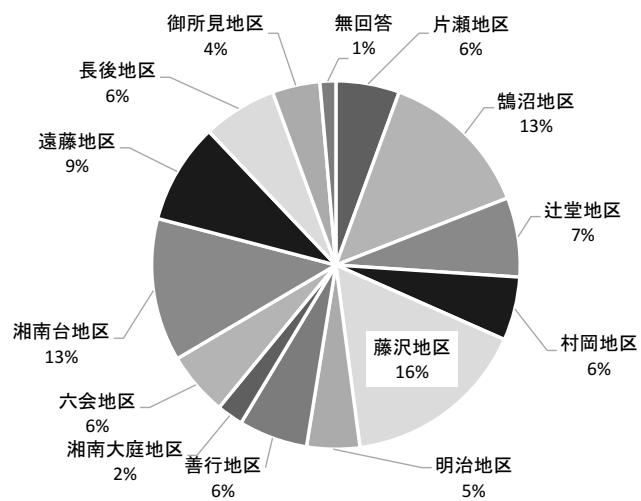
問10 どの媒体で情報提供を行うとわかりやすいですか。お尋ねします。



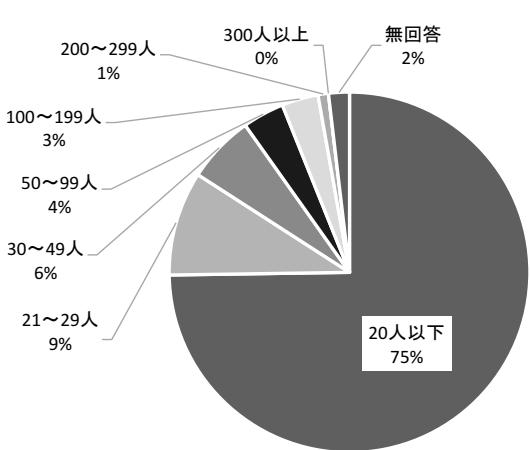
(5) 調査結果（事業者編）

問1 貴事業所についてお尋ねします。

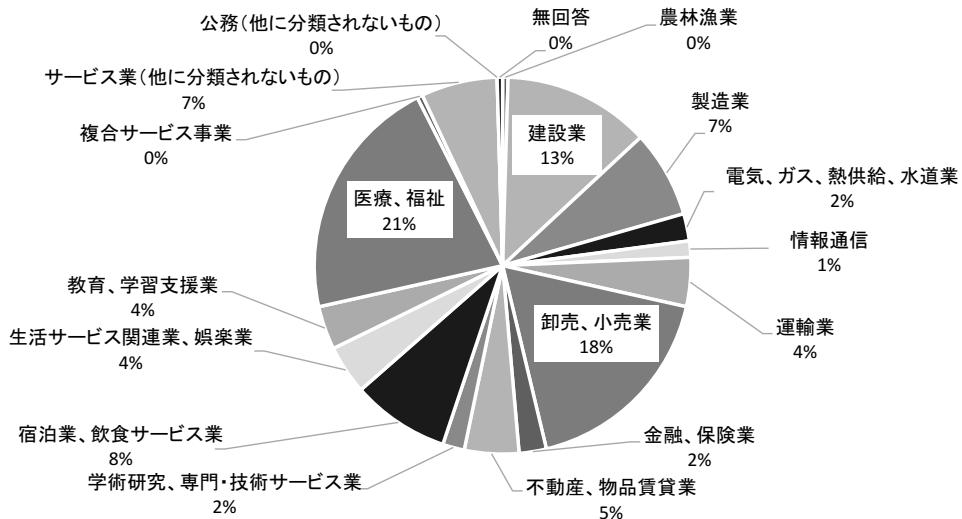
【所在地域】



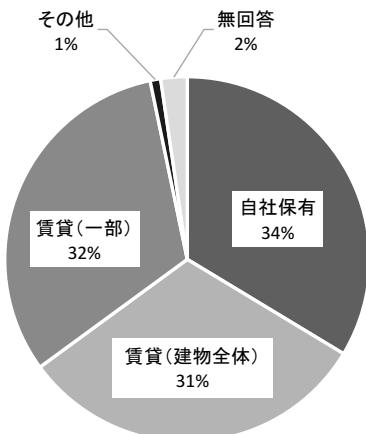
【従業員規模】



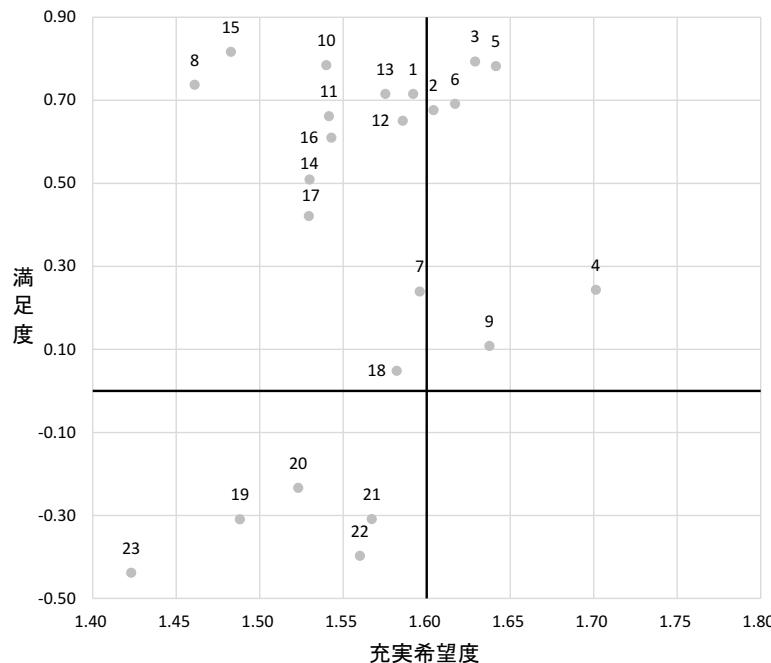
【業種】



【事業所の所有形態】



問2 藤沢市の環境に関する各項目について充実希望度・現時点の満足度についてお尋ねします。



充実希望度選択肢

1. 希望しない
2. あまり希望しない
3. どちらともいえない
4. やや充実させてほしい
5. 充実させてほしい

満足度選択肢

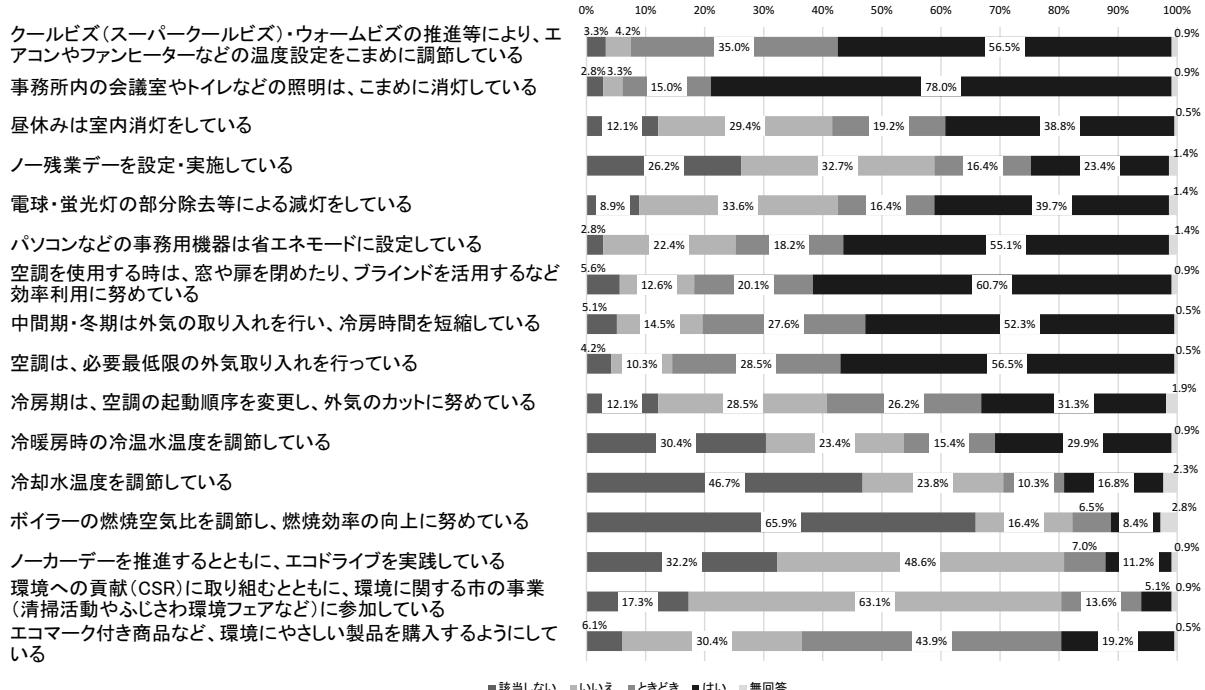
1. 不満である
2. やや不満である
3. どちらともいえない
4. まあ満足している
5. 満足している

番号	項目	充実希望度	満足度
1	大気汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな空気が確保されている	1.59	0.72
2	土壤汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな土や地下水が確保されている	1.60	0.68
3	豊かな自然環境の保全に向けて、身近な緑が保全・再生されている	1.63	0.79
4	水質汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな川や海が確保されている	1.70	0.24
5	放射性物質による環境汚染がなく、生活環境が保全されている	1.64	0.78
6	廃棄物の発生抑制及び減量・資源化が推進され、循環型社会が形成されている	1.62	0.69
7	家庭における食品ロスや、事業者における食品廃棄物の削減が推進されている	1.60	0.24
8	エコバッグの活用や過剰梱包の防止など、プラスチックごみの削減に向けた取組が定着している	1.46	0.74
9	騒音・振動・悪臭の防止に向けた取組が推進され、快適な生活環境が確保されている	1.64	0.11
10	公園や緑地など新たに緑が創出され、潤いのある生活環境が確保されている	1.54	0.78
11	藤沢ならではの景観を保全するとともに、良好な景観が形成されている	1.54	0.66
12	安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されている	1.59	0.65
13	水と緑が調和した自然空間があり、四季折々の自然環境が形成されている	1.58	0.72
14	多様な生物の生息・生育環境の保全のため、今ある自然環境への配慮が十分なされ、都市環境・居住環境と豊かな自然とが調和している	1.53	0.51
15	文化財や優れた歴史的な遺産が適切に保全されている	1.48	0.82
16	学校や地域、事業所などあらゆる社会の中で、環境教育・環境学習が推進され、環境を意識した行動が広がっている	1.54	0.61
17	より多くの市民・事業者が環境への関心と意識を高く持つことで、さまざまな環境保全活動と環境美化活動が展開されている	1.53	0.42
18	地球温暖化対策について、市民・事業者・行政の力を活かした地域からの行動が進められている	1.58	0.05
19	環境に優しい都市システムによる脱炭素社会が創造されている	1.49	-0.31
20	エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメントが行われている	1.52	-0.23
21	環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている	1.57	-0.31
22	市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されている	1.56	-0.40
23	地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている	1.42	-0.44

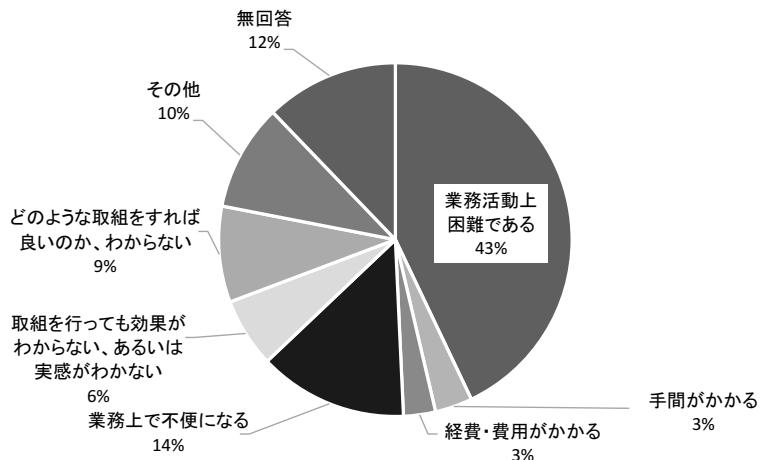
充実希望度：希望しない=-2、あまり希望しない=-1、やや充実させてほしい=+1、充実させてほしい=+2

満足度：不満である=-2、やや不満である=-1、まあ満足している=+1、満足している=+2として平均値を算定

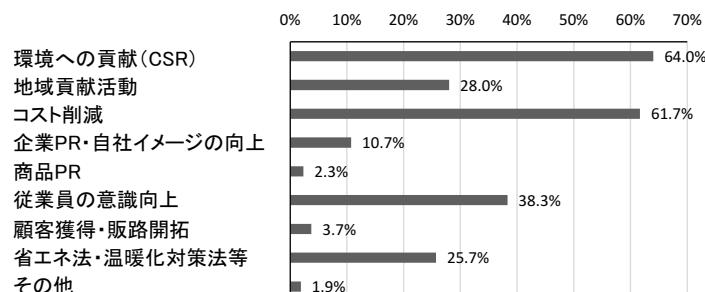
問3 節電や省エネ行動として望まれる次の各行動についてお尋ねします。



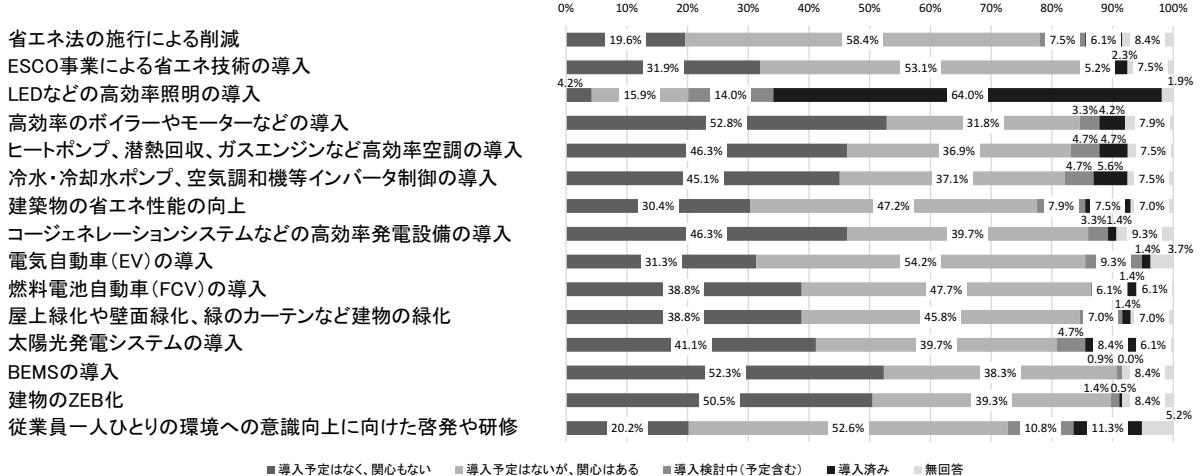
問4 節電や省エネ行動に取り組めていない理由についてお尋ねします。



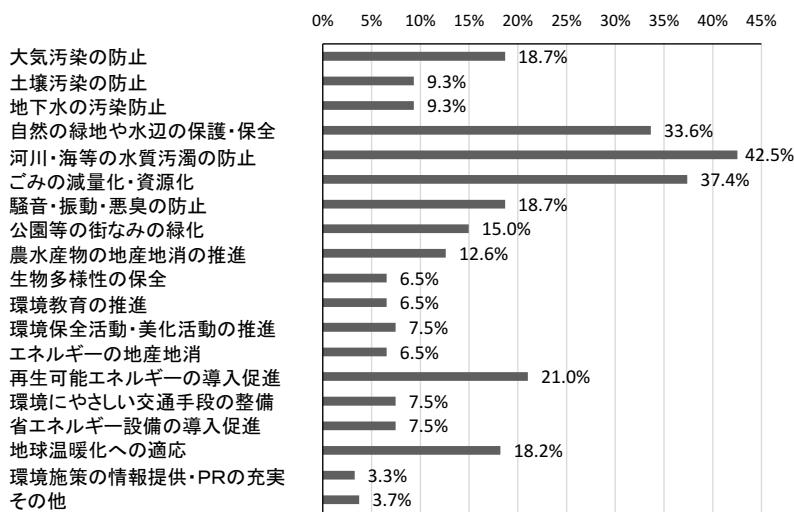
問5 貴事業所が省エネ行動や温室効果ガス削減の取組を行う理由をお尋ねします。



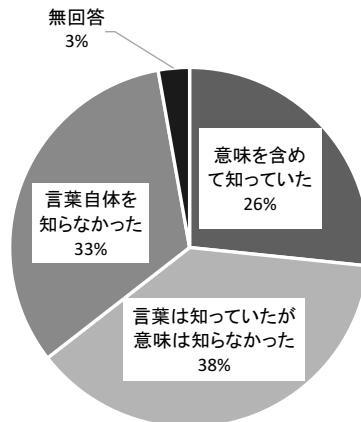
問6 省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況についてお尋ねします。



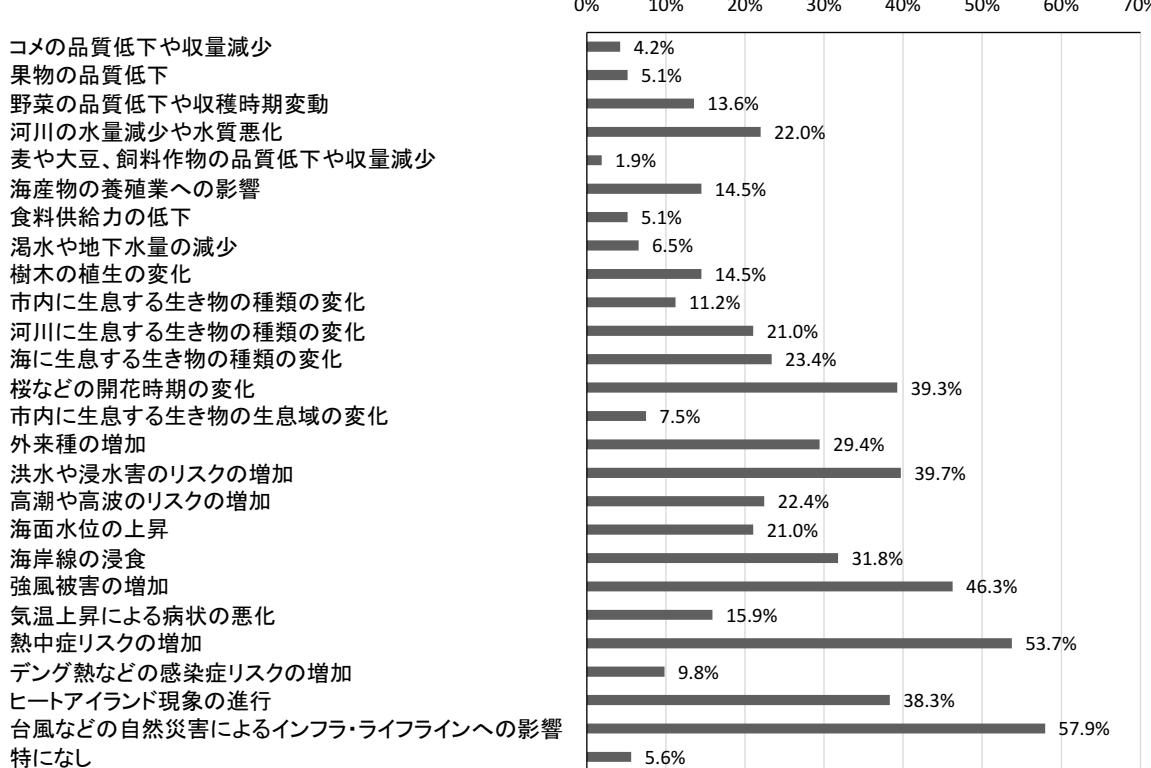
問7 行政が、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えですか。



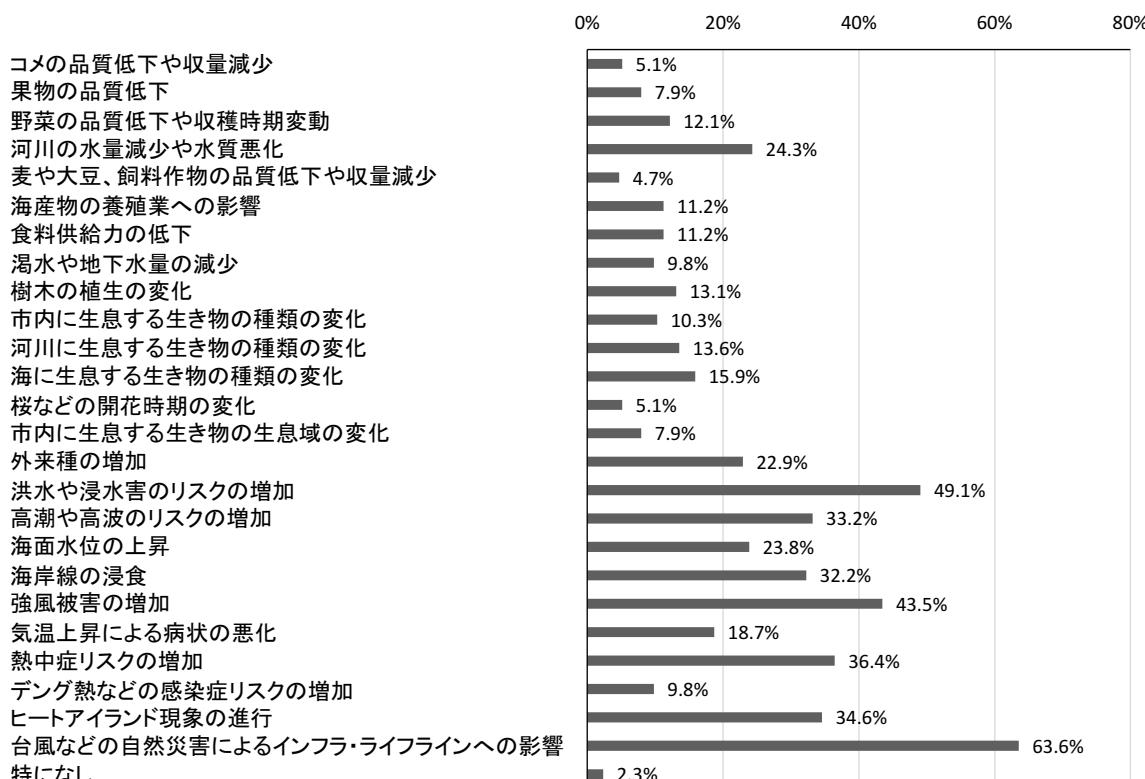
問8 気候変動の影響への「適応」についてお尋ねします。



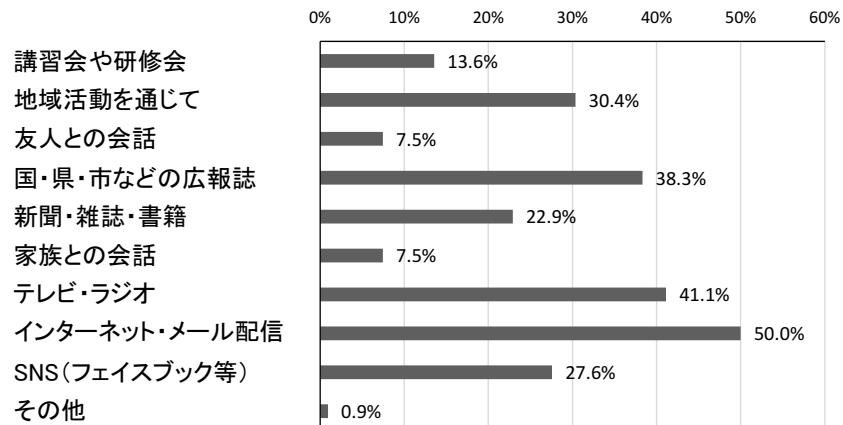
問9 藤沢市において既に温暖化の影響を受けていると感じるものについてお尋ねします。



問10 藤沢市で今後、重点的に対策していくべき事項についてお尋ねします。



問11 どの媒体で情報提供を行うとわかりやすいですか。お尋ねします。



4 関連する計画

本計画の環境像ごとの関連計画は、以下のとおりです。

関連計画名	環境像 1	環境像 2	環境像 3	環境像 4	環境像 5
藤沢市地球温暖化対策実行計画	○	○	○	○	○
藤沢市環境保全職員率先実行計画					○
藤沢市一般廃棄物処理基本計画			○	○	○
藤沢市産業振興計画	○	○	○		○
藤沢市観光経済再活性化プラン				○	
藤沢市都市農業振興基本計画		○			○
藤沢市地産地消推進計画		○			○
生涯学習ふじさわプラン	○	○			
藤沢市文化芸術振興計画	○			○	
藤沢市都市マスタープラン	○	○			○
藤沢市立地適正化計画	○				○
ふじさわサイクルプラン	○				○
藤沢市交通アクションプラン	○				○
藤沢市街路樹管理計画		○			
藤沢市景観計画	○				
藤沢市空家等対策計画	○				
藤沢市生物多様性地域戦略		○		○	○
藤沢市緑の基本計画		○		○	○
藤沢市森林整備計画		○			○
健康の森基本計画	○	○		○	○
藤沢市地域防災計画				○	○
藤沢市業務継続計画					○
藤沢市公共施設再整備基本方針					○
ふじさわ下水道ビジョン	○	○		○	○
藤沢市高齢者保健福祉計画・藤沢市介護保険事業計画					○
藤沢市地域福祉計画					○
藤沢市教育振興基本計画	○				○
藤沢市食育推進計画		○	○	○	○

環境像1:快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

環境像2:地域資源を活用し自然とふれあえるまち

環境像3:資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

環境像4:次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

環境像5:環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち

5 計画とSDGsの目標との関係

SDGsの17の目標		環境目標																
SDGsの17の目標		環境目標																
1 貧困をなくす	2 脅威をゼロに	3 すべての人に対する健康と福祉を実現しよう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそなえてクリーンに	8 動きがいいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくり	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 地域社会を平和と公正をすべての人に	16 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
環境目標1 快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち																		
環境目標1－1 大気の保全		○																
環境目標1－2 土壌・地下水の保全		○																
環境目標1－3 河川・海の保全		○																
環境目標1－4 騒音・振動・悪臭の防止																		
環境目標1－5 放射性物質への対応																		
環境目標1－6 景観の保全・形成																		
環境目標1－7 文化的・歴史的資源の活用																		
環境目標2 地域資源を活用し自然とふれあえるまち																		
環境目標2－1 緑と里山の保全																		
環境目標2－2 生物多様性の保全																		
環境目標2－3 新たな緑の創出		○																
環境目標2－4 農水産業との共生		○																
環境目標3 資源を持続可能な形で循環し利用していくまち																		
環境目標3－1 廃棄物の発生・排出抑制																		
環境目標3－2 廃棄物の適正な処理																		
環境目標4 次の世代の中心となって活躍する人が育つまち																		
環境目標4－1 環境教育の推進																		
環境目標4－2 各主体による環境保全・環境美化																		
環境目標5 環境にやさしく地元環境の変化に適応したまち																		
環境目標5－1 省エネルギー対策の推進																		
環境目標5－2 エネルギーの地産地消																		
環境目標5－3 環境にやさしい都市システムの構築		○																
環境目標5－4 循環型社会の形成																		
環境目標5－5 気候変動への適応																		

6 用語集

あ行	
エコドライブ	ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らすための環境に配慮した運転方法のことです。
エコポイント	エコ家電などの環境に優しい商品の購入や、マイバッグや公共機関の利用、電気の節約などの環境に配慮した行動などに対して付与されるポイントであり、ポイント数に応じて商品やサービスの提供が受けられます。その他の分野におけるポイントとしては、介護予防に資する取組への参加やボランティアなどへ付与されるボランティアポイントや健康づくりの活動に付与される健康ポイントなどがあります。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素(CO ₂)やメタン(CH ₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふつ化硫黄(SF ₆)、三ふつ化窒素(NF ₃)の7種類としています。

か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていることを言います。
拡大生産者責任	生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。
かながわ 気候非常事態宣言	2019年（令和元年）の台風による大規模な土砂崩れや浸水等、県内各地域で甚大な被害が生じたことや、今後も、このような異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されていることから、「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、県内市町村の理解・協力のもと、多様な主体と連携し、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」を基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策」などに「オール神奈川」で取り組んでいくことを宣言しています。
環境基準	「環境基本法」第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるものです。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、ここまでは汚染してもよい、またはこれを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められているものではありません。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理または環境マネジメントといい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（Environmental Management System）といいます。
緩和策	温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることがあり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられます。
キエ一口	土の中に生ごみを埋め、土の力（バクテリア）で生ごみを分解し、消滅させる生ごみ処理器です。
気候変動適応計画	「気候変動適応法」第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、策定される計画であり、気候変動適応に関する施策の基本的方向や気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項などについて定めています。

か行	
気候変動適応法	地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする、2018年（平成30年）に施行された法律です。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	1988年（昭和63年）に、国連環境計画と世界気象機関により設立された組織です。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援しています。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入することです。2001年（平成13年）には国等によるグリーン調達の促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されています。
グリーンリカバリー	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通じて経済を浮上させようとする手法です。コロナ禍からの経済回復に向けて強力な経済政策が実施されることを大きな機会として、一気に「持続可能な社会」を実現し、コロナ禍以前とは異なる、新たな未来の創造につながる復興を目指すものです。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されています。
光化学スモッグ	春から秋にかけて、風が弱く晴れた日に光化学オキシダントなどが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる状態をいいます。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりします。
国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）	気候変動枠組条約締約国会議（COP）とは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、1992年（平成4年）に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995年（平成7年）から毎年開催されている年次会議のことです。2015年（平成27年）に開催されたCOP21は、第21回目の年次会議に当たります。
こどもエコクラブ	こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。1995年度（平成7年度）に環境省が主体となり発足した事業で、2011年度（平成23年度）からは、一般財団法人日本環境協会により、子どもたちが主体的に地域で行う環境活動・学習に対して支援が行われています。
コンポスト容器	土中のバクテリアや菌体を利用して生ごみを堆肥にする容器です。

き行	
サーキュラーエコノミー	従来からある原料、生産、消費、廃棄という一方通行の直線で図式化される「Linear Economy（直線型経済）」や「Reduce（減らす）」「Reuse（再利用する）」「Recycle（リサイクル）」の3Rで知られる「Reuse Economy（リユース経済）」の考え方とは異なり、そもそも原材料調達・製品デザイン（設計）の段階から従来廃棄されていたものを新たに原料として使用し、廃棄ゼロを目指す経済のことです。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスをほとんど排出しないエネルギーのことです。
資源化率	灰溶融等資源化を含むごみ発生量中の資源物の割合であり、「（灰溶融等資源化量+資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量）／ごみ発生量」により算出します。

き行	
次世代自動車	次世代自動車とは、電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車を指します。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっています。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもあります。
持続可能な開発のための2030 アジェンダ	2015年（平成27年）9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの「持続可能な開発目標（SDGs）」を中心とする国際社会共通の目標です。
持続可能な開発目標（SDGs）	2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のことです。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000年（平成12年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されています。
浄化槽	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「浄化槽法」では、生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理できるものを指します。これに対して、し尿のみを処理するものを「みなし浄化槽」といいます。
食品ロス	食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。
生態系	ある空間に生きている生物と、生物を取り巻く非生物的な環境が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのことです。ある空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壤動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壤などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれています。
生態系ネットワーク	すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保するネットワークのことです。
生物化学的酸素要求量（BOD）	河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示す指標で、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素や水に分解されるときに消費される酸素の量です。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことがわかります。
生物季節	植物の開花や発芽、結実、動物の渡りや休眠、発情など、生物の活動にみられる季節による変化のことです。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生命一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。
生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）	生物多様性条約における最高意思決定機関の締約国会議（COP）であり、おおむね2年に1回開催されます。2010年（平成22年）に名古屋市で開催された第10回締約国会議がCOP10であり、2002年（平成14年）に採択された「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」の目標年に当たるため、2011年（平成23年）以降の新たな世界目標となる新戦略計画・「愛知目標」（ポスト2010年目標）が採択されました。

た行	
第五次 環境基本計画	「環境基本法」第15条の規定に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画であり、1994年（平成6年）に第一次計画、2000年（平成12年）に第二次計画、2006年（平成18年）に第三次計画、2012年（平成24年）に第四次計画、2018年（平成30年）に「第五次環境基本計画」が閣議決定されています。「第五次環境基本計画」では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化するための6つの重点戦略を進めることにより、持続可能な社会を実現することとしています。
脱炭素社会	化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
地球温暖化	人の活動の拡大によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇することです。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。
蓄電池	二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のこと。スマートフォンのバッテリー等に使われているほか、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及しています。
地産地消	地域で生産された農林水産物等を、その生産された地域内において消費することです。
中水	ビルや大規模施設の排水を再生処理してトイレ洗浄水、散水用水などの雑用水として利用する水で、上水と下水の中間に位置することから中水といわれています。
適応策	既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組です。
特別緑地保全地区	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地などの保全を図ることを目的に指定する地区です。

な行	
燃料電池	「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発生させる装置です。燃料電池の燃料となる水素は、天然ガスやメタノールから作るのが一般的で、酸素は、大気中から取り入れます。また、発電と同時に熱も発生しますので、その熱を活かすることでエネルギーの利用効率を高められます。
農業生産工程管理 (GAP)	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。

は行	
バイオディーゼル	油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂等を原料として製造する軽油代替燃料のことです。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を持った燃料です。
バイオマス	動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等があります。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるため、地球温暖化防止に役立てることができます。
バイオマス プラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用しているプラスチック素材です。バイオマスプラスチック及び微生物によって分解される「分解性プラスチック」を総称して「バイオプラスチック」と呼びます。

は行	
パリ協定	2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、1997年（平成9年）に定められた「京都議定書」の後継に当たります。京都議定書と大きく異なる点としては、途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めている点です。
ヒートアイランド	郊外と比べて都市部の気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることを言います。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生します。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また、上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出しています。
ビオトープ	生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉で、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指して言う場合もあります。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=1000$ 分の 1mm) 以下の小さなものを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生し、健康への影響が懸念されています。
フードシェアリング	食品ロス削減に関する取組の1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みです。

ま行	
モビリティ・マネジメント	一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通機関等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策です。

や行	
谷戸	台地が長い年月をかけて侵食された地形のことです。限られた面積の中に、斜面林、湿地、田畠、小川、草地など、多様な環境が含まれ、生物多様性が豊かな場所です。

ら行	
リサイクル (Recycle)	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することで、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組の1つです。
リターナブル容器	ガラスびんやプラスチック製容器、金属製容器など繰り返し使用（リターナブル）される容器です。
リデュース (Reduce)	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすることで、耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取組の1つです。
リユース (Reuse)	使用済製品やその部品等を繰り返し使用することで、その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発、使用済み製品の再生なども取組の1つです。

英数字	
COOL CHOICE	脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。
CSR	「Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）」の略称であり、企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

英数字	
Eco-DRR	「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（生態系を活用した防災・減災）」の略称であり、生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策です。
ESCO 事業	「Energy Service Company 事業」の略称であり、事業者の省エネルギー課題に対して、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果（導入メリット）の一部を報酬として受け取る事業です。
PPA	「Power Purchase Agreement（電力購入契約）」の呼称であり、設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のことです。屋根貸し自家消費型モデルや第三者所有モデルとも呼ばれています。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができます。
SATOYAMA イニシアティブ	里地里山のように農林水産業などの人間の営みにより長い年月にわたって維持されてきた二次的自然地域における持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析するとともに、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な管理・利用のための共通理念を構築し、世界各地の自然共生社会の実現に活かしていく取組です。
ZEB	「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。
ZEH	「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。
3R+Renewable	国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことがあります。